

# 会議録

会議の名称	市民参加推進会議（第24回）						
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係						
開催日時	平成22年11月26日(金)午後6時00分～午後7時58分						
開催場所	市民会館・萌え木ホール A会議室						
出席者	委員長　坪郷 實　　委員 副委員長　浅野 智彦　　委員 委員　金子 修二　　委員　須内 勝子　　委員 持永 利之　　委員　森実 邦明　　委員 境 智子　　委員　山下 光太郎　　委員 本多 龍雄　　委員　上原 秀則　　委員 欠席委員　石黒めぐみ　　委員　内藤 治誠　　委員						
事務局	長期総合計画等担当部長　　伊藤 茂男 企画政策課長　　天野 建司 企画政策課主事　　工藤 真矢						
傍聴の可否	可	一部不可		不可			
傍聴者数	0人						

## 【会議次第】

### 1 開会

2

- (1) 市民参加条例運用状況等について
  - ア 市民参加条例で規定する市民参加の手法
  - イ 市民参加を推進するための主な手法
- (2) 市民の提言制度（パブリック・コメント）について
  - ア 市民の提言制度(パブリック・コメント)運用マニュアル(案)
  - イ 現状と課題について
- (3) その他
  - ア 市民協働のあり方等検討委員会の状況

### 3 次回推進会議の開催日について

## 【会議結果】

### ■開会

### ■市民参加条例運用状況等について

- ・市民参加条例で規定する市民参加の手法及び市民参加を推進するための主な手法

企画政策課長より説明

- ・持永委員より和光市市民参加条例について

### ■市民の提言制度（パブリック・コメント）について

- ・運用マニュアル(案)と現状と課題について

企画政策課長より説明

会議録ページ

P 1

P 2

P 7

P 9

<p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働のあり方等検討委員会の状況について 企画政策課長より説明</li> </ul> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いろいろな市民参加の手法を条例に明記した方が市民にとって、使いやすい市民参加条例になるのでは。</li> <li>○市民参加条例には、意向調査（アンケート）の規定はあるが、市民から意向調査をやってほしいとなった場合に手手続きが書かれっていない。</li> <li>○和光市の参加条例には、市民参加の対象や手法が載っている。それについての方法も書かれている。</li> <li>○パブリックコメントの規定は意見をいう側にはわかりにくい。</li> <li>○市民参加を感じ取れるような場・機会がないと、市民参加の度合いが高まってこないのではないか。</li> <li>○パブリックコメントは効果がないからやらないというのではなくてあってもなくても続ける姿勢が大事では。</li> <li>○パブリックコメントに意見を出してくれた市民のリピーターを作るのが大事では。</li> <li>○市民参加の手法は多様な手法を、テーマごとに組み合わせて市民参加をより進める視点が重要</li> <li>○年代や性別等は書きたくないという方もいるので、パブリックコメントマニュアルには、あまり詳しく明記することはしない方がいいのでは。</li> <li>○参加や協働というもの定義を、市民と職員と意識をすり合わせていくことが必要ではないか。</li> </ul> <p>■次の検討事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加のあり方、手法のまとめ</li> <li>・新しい公共推進会議の報告</li> </ul> <p>■次回日程 平成23年2月4日（金） 午後6時～</p>	P 2 2  P 5  P 6  P 7  P 1 2  P 1 7  P 1 8  P 1 9  P 2 0  P 2 0  P 2 1  P 2 5  P 2 8
<b>【提出資料】</b>	
1 市民参加条例 2 市民参加条例施行規則 3 市民参加条例概要 4 市民の提言制度(パブリック・コメント)運用マニュアル(案) 5 米子市市民参画推進指針 6 市民協働のあり方検討委員会の進捗状況について 7 和光市市民参加条例（当日資料）持永委員より	

## 第24回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成22年11月26日（金）午後6時00分～午後7時58分

場 所 市民会館・萌え木ホール A会議室

出席委員 10人

委員長 坪郷 實 委員

副委員長 浅野 智彦 委員

委 員 金子修二 委員 須内勝子 委員

持永利之 委員 森実邦明 委員

境智子 委員 山下光太郎 委員

本多龍雄 委員 上原秀則 委員

欠席委員 石黒めぐみ 委員 内藤治誠 委員

---

事務局職員 長期総合計画等担当部長 伊藤 茂男

企画政策課長 天野 建司

企画政策課主事 工藤 真矢

---

傍聴者 0人

(午後6時00分開会)

◎坪郷委員長 それでは、皆さん、こんばんは。

第24回市民参加推進会議を始めさせていただきます。本日は、石黒委員、内藤委員から欠席の連絡が入っております。山下委員はお仕事の関係で、7時半までということで退席をされるということです。

本日の次第にありますように、本日は市民参加条例運用状況等についてを議題といたします。次いで、前回の推進会議で事務局より改めて市民参加の手法について議論をしたいという発言がありまして、パブリックコメントについても資料で配付をしましたけれども、運用マニュアルを制定されることでありますので、その関係も含めて市民参加の手法について議論をしたいと思います。現在、小金井市では平成23年度から始まる第4次の基本構想・前期基本計画において参加と協働によるまちづくりの推進というものを挙げています。前回の会議では市民協働支援センター準備室、それから、市民協働のあり方等検討委員会についての報告もいただきました。そういう状況を踏まえて、市民参加の手法、市民参加のあり方ということについて再検討をしたいということで、きょうは会議を進めたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、まずは、大きくは3つありますが、第1の市民参加のあり方について、事務局より資料を出していただきましたので、これについてまず説明をしていただこうと思います。

◎天野企画政策課長 それでは、資料についてご説明したいと思います。初めに、前回委員の方から要求がございました改正後の市民参加条例及び市民参加条例施行規則を配付してございます。こちらの資料は、市民投票に係る一部改正がございました関係でお配りをしたものでございます。なお、お手元に青い冊子の「市民参加条例の手引き」というものがあるかと思うんですけども、現在、市民投票の部分につきまして改めて検討中でございます。第7章17条以降の条文につきましては、7条足していただければ現在の条項になります。例えば17条であれば7足して24条、18条であれば7条足して25条ということになります。

それでは、お手元の資料3というものをお開きください。市民参加推進会議資料3というA4の縦の資料です。市民参加条例は10章31条の組み立てとなってございまして、24条、それから、7条増えて31条と現在なってございます。市民参加条例が規定します市民参加の手法は大きく4つございます。1つは、今、このような市民参加推進会議をやってございますが、こういった附属機関、いわゆる審議会などについて規定されてございます。それから、2つ目は市民の意向調査、いわゆるアンケートであります。3つ目は市民の提言制度、いわゆるパブリックコメントであります。そして、4つ目は市民投票制度という形になってございます。

審議会等については、第2章第6条及び第3章第8条～13条に規定があります。第6条では会議の公開の原則、本委員会も当然その規定に基づき、会議録も含めて情報の公開に努めているところであります。第8条～第13条まで具体的な規定がありますが、主に市民参加の観点から審議会の公募委員は3割は確保するということ。男女の比率に配慮すること。公平・公正な選考、市民参加の機会均等、そして、その答申の尊重といった重要な規定が定められております。

第4章第14条では市民の意向調査がございます。青い冊子の17ページをお開きいただきたいと思います。この規定はアンケート調査を市民が市に実施を求めることができる規定となっているものでございます。具体的には規則の第15条・第16条にあるアンケートの内容を所管する審議会等、または審議会等がない場合は本推進会議に意見を求めるものとございます。第5章第15条は、後ほどご説明いたします市民の提言制度、いわゆるパブリックコメントであります。そして、第6章第16条～第23条、こちらが市民投票の規定となっております。以上、市民参加条例が規定する市民参加の手法ということになります。

続きまして、市民参加を推進するための主な手法ということでご説明したいと思います。資料5の米子の市民参加推進指針というものをご覧いただきたいのですが、よろしいでしょうか。資料5「米子市民参画推進指針」という形になっていると思います。こちらの資料は平成17年4月に米子市が公表した指針であります。

まず、市民参画というふうに用語が使われてございますが、あえて市民参画という場合は、市民参加を狭く解釈し、例えば決められたことに従って加わることを参加というようなことを含めて、あえて参画という言葉を使っているんですけども、小金井市では参加を広く解釈し、参画とほぼ同義語として市民参加を規定しているところでございます。

米子の指針の7ページをご覧いただきたいと思います。今回、この資料につきましては、市民参加のさまざまな手法といいましょうか、例ということでこちらの資料を提供したわけでございまして、こちらのほうに書いてございます。現在、さまざまな市でも行われている主な市民参加について、その特徴・課題等がこちらに記載されてございます。以前、この審議会等でもご説明したんですけれども、私どもが、現在審議中の第4次基本構想・前期基本計画策定における市民参加の手法ということでご説明するならば、1番の審議会、委員会等(公募制)と書いてあるんですが、こちらのほうを採用してございます。それから、2番のアンケート調査、こちらのほうも使ってございます。

1ページおめくりいただきまして、ヒアリングと書いてあるんですけども、私ども前期基本計画におきましては、アンケート回答者の中からさらにヒアリングを行ってございますので、こちらのほうも行ったということになります。それから、5番のところでは、私ども中学生からの将来像のアイデア募集ということも行っていますので、こういったことも行ったところでございます。

9ページのシンポジウム、フォーラムということですけれども、私どもも市民フォーラムは開催してございます。8番、公聴会、住民説明会、ふれあい説明会ということが書いてございますが、市民説明会という意味で開催してございます。

それから、1ページおめくりいただきますとパブリックコメントが書いてございますが、当然、私どもも基本構想を策定する段階で、パブリックコメントを行ってございます。さらに私どもとしては、市民討議会というものを開催しました。無作為抽出で2,000名の方に参加していただくようなお手紙を出しまして、参加していただけるご返事をいただいた方には、市民討議会ということを行ってございます。市民討議会というのは1970年代にドイツで考案されたプラーヌンクスツェレ、これを日本の実情に合わせて実施しているもので、主な特徴といったしましては、無作為抽出による参加者選出、1グループ5人程度で話し合いを行います。無作為抽出のため、ふだん市に対して積極的に発言しない、いわゆるサイレント・マジョリティの意見を取り入れができるということが特徴でございます。そういうことも取り入れながら、第4次基本構想・前期基本計画については策定されたということでございます。

ここまでが市民参加のあり方についても説明でございます。以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございました。

事務局より(1)の市民参加のあり方についてということで、資料の説明をしていただきました。これについて質問等を次には考えおりますが、持永委員、いかがでしょう。関連で資料を出していただいていますが、先に説明していただくか、少し質問をしてからということにしましょうか。

◎持永委員 そうですね、ええ。

◎坪郷委員長 では後で発言をいただくということで、今、事務局から説明のありましたことについて、皆さんの方で質問等がまずありましたら出していただいてと思いますが、いかが

でしょうか。

◎持永委員 いいですか。

◎坪郷委員長 はい、どうぞ。

◎持永委員 今、米子市の市民参画推進指針というのが配られ、ご説明がありました。いろいろ参加の手法が出ておりまして、大変参考になる資料だと思います。平成17年4月に出ているんですが、その後、米子市においてはこの資料をもとにして何か作ったんでしょうか。そういうのはわかりますか。

◎天野企画政策課長 私もちょっとその確認はしてないです。今回はさまざまな一応手法があるということで、資料をおつけしているので。

◎持永委員 なるほど。

◎天野企画政策課長 はい、申し訳ないです。

◎持永委員 これだけ熱心にやっているんですから、米子市においては市民参画条例がもうできているのかなと思ったんですよね、もう5年たっていますから。ところが、いろいろ調べても出てこない。米子市の自治基本条例は出てくるんですけどね、参加条例は出てこない。したがって、これは職員に対してこういう市民参加の手法があるよと、よく勉強しなさいというので配ったような気もしないではないんですね。そういう資料は、たくさんの項目を幾ら並べても実効性があるのかどうか、実行しているのかどうかということに疑問を持つわけですね。よく市民参加条例を作る前に、こういう指針を目指してという資料を作るんですが、これ、参加条例の先どまりじゃないかなと、こういうのがつくっておいて。こういう策定を考えていますよというアピールだけで、実際にはやらない。市民の声をこれで抑えているというふうに勘ぐりたくなるんですね。ということは、自治基本条例にも生かされてないわけですよ。せっかく資料をけちつけて申し訳ないんですけども、やっぱり制度化しないと拘束力がないから、参考にはなってあまりありがたくない資料だなと思うんですよ。この資料について、私、そういう感想を持っているんです。これをもとにして条例ができていれば、僕はそっちのほうを見たいなと思っていたんですけども、それがないということは非常に残念だなと思います。以上です。

◎坪郷委員長 自治基本条例のほうは見られました？

◎持永委員 見ました。

◎坪郷委員長 その中には……。

◎持永委員 ないです。

◎坪郷委員長 この参加の手法については……。

◎持永委員 ないです。

◎坪郷委員長 その辺、事務局でも情報としてはない？

◎天野企画政策課長 米子市については確認してないです。申し訳ないです。

◎坪郷委員長 小金井市の場合には、市民参加条例の中に参加の手法として、今、説明があつ

たようなものが入っているわけですね。市民討議会はこれに入ってはいないけれども、市民討議会というのは何度も実践をされているということで、それがさらに広がっているということだろうと思いますが、ほかには質問についてはいかがでしょうか、皆さんのはうから。

◎持永委員 いいですか。

◎坪郷委員長 はい、どうぞ。

◎持永委員 せっかく米子市の市民参加の手法と、小金井市の市民参加条例と参加の手法を比較していただきて、これが小金井市でも実施しているという説明がありましたが、私はこれはやっぱり市民参加条例に明記すべきだと思うんですよ。そうしないと、市民にとって使いにくい参加手法になるわけですよね。これが参加条例に細かく載っていますと、こういうことにも参加できるんだなという認識ができるわけですけれども、あくまでもこの手法は、行政の裁量に任せられた手法になっているわけで、やっぱり市民と共有した手法をとらえていかなきやならない、明示していかなきやならない。

ですから、せっかくここまで出していただいたならば、小金井らしい、これとこれと押さえでおけばいいじゃないかということがあれば、それは条例に加えてもいいんじゃないかなと。あるいは、規則でもって手法を紹介するということはどうなんでしょうかね。せっかく米子を出していただいたので活用しましょうよ。

◎坪郷委員長 はい、持永委員の問題提起ということで……。

◎持永委員 そう、問題提起です。

◎坪郷委員長 まずはお聞きするということで、そうですね、小金井市の場合にもほかの条例と比較をした場合の特徴として、今、紹介で2番目、第4章ですね。第4章は市民の意向調査といふいわゆる市民アンケートですね。これは各自治体でかなり頻繁に今まで使われてきたものですが、この手法を条例の中に明記をしているというのは、そんなにないんではないかと思うんですね。あるいは、最近あるかもわかりませんが、2000年代の最初のころから見ても、かなり早い時期に小金井市は条例の中に織り込んだということで、いろんな手法を条例に書き込むと、やっぱり市民にもわかりやすくなると。市民の意向調査については、市民からも提案できるという項目が入っていますので、市民がこういう市民参加の方法をやりたいという場合でも、いろんな豊富なメニューがあると市民に対するそういう情報提供にもなるということだろうと思います。今、問題提起がありましたので、それは議論をしていきたいと思いますので、その関連も含めて皆さんのはうからご意見はいかがでしょうか。

◎山下委員 私もこの手法に加えて、それぞれの手法の特徴とかって記入していただくのは、非常にいいということでその意見には賛成です。それと、あと、幾ら手法があってもどこに連絡をすれば、また、その手法があつとしても、その手法をどういうふうに用いればいいのかという、相談の連絡先みたいなものを入れてあげると、より親切なのかなと思います。

◎坪郷委員長 ありがとうございました。

第4章の14条の2の「市民は、市に意向調査の実施を求めることができる」という、これ

については手続的に何か今まで事例があるか、あるいは、どういうふうに考えておられるとかありますか。

◎天野企画政策課長　自分でですか。

◎坪郷委員長　はい。

◎天野企画政策課長　今のところないです。

◎坪郷委員長　ないですね、全然。

◎天野企画政策課長　はい。

◎坪郷委員長　手続的に言うと担当課の施策ですかね。

◎天野企画政策課長　ええ、はい、市では基本的に積極的にアンケート調査というのを行っているので、そのニーズは満たしているのかなという思いもあるんですけども、14条かこれを使って市民のほうからアンケートをやってほしいということで、実行されたということはないと認識してございます。

◎坪郷委員長　ほかの委員の方、ご意見いかがでしょうか。

◎浅野副委員長　そうすると、済みません、これは仮に意向調査をやってほしいという市民の方がいらっしゃったとして、担当課に連絡が来て、その後はどういう段取りになるんですか、具体的には。やる、やらないというのは、どういう形で決める事になるんでしょうか。

◎持永委員　その規約がないんですね、その規定がないからできない。

◎浅野副委員長　でも、逆に何人以上集まらなければいけないという規約もないんで、1人でも……。

◎持永委員　そうなんです。その規定がないとダメです。それがあればできるんです。

◎浅野副委員長　施行規則のほうにもないみたいですね。

◎坪郷委員長　その規定はないですよね。

◎持永委員　ないですね。

◎天野企画政策課長　審議会のほうにはそういう話は行くんですけども、その中で話し合いをして決めるということしか書いてありませんから、特に署名みたいなそういう形にはならないと。

◎浅野副委員長　もしそういうケースが発生したら、その段階で何か手續を改めて作るという形になりますでしょうかね。

◎天野企画政策課長　そうですね。

◎森実委員　これ、読み方としては、冊子の27ページに第10章の雑則があって、別に規則で定めるとなっているんですけど、この規則に浅野先生がおっしゃったやつが入ってないと、そういう理解でいいんですか。

◎浅野副委員長　これは施行規則ですね。

◎伊藤長期総合計画等担当部長　委員長、よろしいですか。

◎坪郷委員長　はい、どうぞ。

◎伊藤長期総合計画等担当部長 もともと14条については、今、森実委員が言われた部分の規則は特にはつくってなかつたんですね。それでパブリックコメントの関係の規則を改正するときに、規則のほうの14条と15条、この2項については書き加えたんですが、今、浅野先生が言われたような具体的に例えば何かが、アンケートやってほしいということがあって、担当する課に何か申請書を出して、それを審議会にかけてというふうな形の細かい部分の手続については、具体的にはまだできてないということで、今のところそういう形で市民の方からやってくれという要望が出てない状態ではあるんですが、市としましては必要な意向調査については、予算の中で一応要求をして、それで現実的にはかなりやっていますので、あえて市民の方から今のところ、これをやってくれというような形では出てないということがございます。

◎坪郷委員長 はい、持永さん。

◎持永委員 今、市のほうではちゃんとやっていますのでというね、それは認めるんですよ。だけど、やっぱり条例に明記しないと、書いてないからやっていますよじや不親切なわけですよ。パブリックコメントの規則を作るときにかなり細かくやったんですね。ですから、それはどういうことかというと、パブリックコメントは市の基本的な事業でいろいろ列挙して、条例ではなくて規則のほうの17条に「市民の提言制度の対象事項」とあって、それは「次に掲げるものとし、その制定、改廃、策定等行う場合において市民に提言を求めるものとする」というんで、1、2、3、4、5とあって、それから、適用除外が18条で、第2項でその補足をしているという、非常に細かく制定して設定しているんですよね、これはいいと思うんですよ。

しかしながら、市民参加条例の基本のことというんですかね、市民が参加する、何に参加するんだろうか。やっぱり行政と一緒にになって、基本計画等をよりよい方向に持っていくというのが、市民参加の基本的なことだと思うんですけどね。それで、その基本的な問題でずっと突き詰めていくと、ここにありますように、これが規則の17条には当たるものが、市民参加の基本的なですね、その条例すべてをくくるぐらいのこの条例なんですよ。だから、パブリックコメントだけに適用するというものではなくて、アンケートもやると、市民会もやると、フォーラムもやると。それはこういう市の基本的な事業を行う場合には、パブリックコメントは最低やると。そのほかに何か1つやるか、やらないかという扱い方ですよね。それが僕は市民参加条例が基本じゃないかなと思うんですが、それで、私、和光市の参加条例をちょっとお持ちしたんですけども、よろしいですか。

◎坪郷委員長 はい、じゃ、和光の条例のほうをお示ししていただいて。

◎持永委員 「和光市市民参加条例より」というのがあるんですけども、真ん中辺、括弧があります第2章、第2章にここは載っているんですよ。市民参加の内容で、どういうものを対象にするかというところに、次の市の基本構想から始まってずっとあるわけです。要するにパブリックコメントで、うちのパブリックコメントにあるやつがここに載っているわけですね。それで、次は一番下から2行目に今度は「市民参加の方法」って出てくるんですよ。これに対してどういう市民参加の仕方があるかという方法を次に書いてあるわけですね。

それで「市民参加の方法は、次のとおりとします」というので、(1)から市民政策提案手続、パブリックコメント・公聴会手続、審議会手続、そのほかに市の機関が適当と認めるものというふうに持ってくるわけですよ。要するに市民参加の対象と、市民参加の手法がマッチしているんですよね、ここで。第6条と第7条でマッチしているんですよ。これが僕はもう別に和光市の条例のようにしろというんではないけれども、その辺考えてやっているなというのできょうお持ちしたんですけれども、それで今度は「市民参加の実施」というのが次に出てきて、第8条でそれを解釈、解説して、こういう方法があるんだよと。例は先生がおっしゃったこともここに入っているわけです。

市民政策提案手続というのは第9条ですね。2ページ目の第9条「年齢満18歳以上の市内に住所を有する者が10人以上の連署をもって、その代表者から市の機関に対して対象事項について行うことができます」と、これで補っているわけです。だから、市民としてもこういう形で参加できるというのが、市民参加の和光市の特徴なんです。翻って我が参加条例を見ますと、その辺がずっと滑っていて、いきなりパブリックコメントになると、全体を支配してよい規則が入っているというのは、ちょっと本末転倒しているんじゃないかなという気がするんです。以上でございます

◎坪郷委員長 持永さんから問題提起をしていただいておりますので、その点について委員の皆さんのはうから何かご意見は、関連でありますでしょうか。

この問題提起については、今、すぐ皆さんからご意見はちょっと出ないかもわかりませんが、きょうの議論を踏まえて次回の内容を決めたいと思うんですが、今、問題提起が行われたこともありますので、もう少し今日の議論を続けて、課題として整理をするということはしたいと思いますので、皆さんのはうも今の持永委員の問題提起については、引き続き考えていただくというふうにはお願いしたいと思います。市民参加条例の全体的な構造・構成のものについても、見直しも含めて議論が必要ではないかということの問題提起であろうと思います。

また、市民の意向調査についても、市民の側から提案できるという、小金井市にとって特徴的な条文なんですけれども、小金井市はかなり広範囲に意向調査をやってこられたので、そういう実態は一方であるにしても、市民側からのほうの手続が、やっぱり整備をされたほうがいいのではないかという、ご意見もあったということだろうと思いますので、このあたりも含めて、今後、課題として検討をしてはどうかと思います。

それで、今のところではよろしいでしょうか。ほかにはパブリックコメントについては、これまでかなり施行規則において整備されてきているわけですが、きょうはその関連で次の(2)という議題になっておりますので、いかがでしょうか。もう少し先へ進めてよろしいですか、あるいは、もう少し今の議論を皆さんのはうからあれば出していただいても結構なんですが、はい。

◎森実委員 進めていただいたほうがいいと思うんですけど、そのときに、先ほどの提案に関連して、小金井市では市民の、提案というのが実際にどういう実績になっているかというのも、

パブリックコメントを含めて説明していただければ、何か理解が早いのかなと思います。

◎坪郷委員長 含めてですね、はい。それでは、少し議題はちょっと進めさせていただきますが、あと全体としてまた振り返って議論はしたいと思いますので、じゃ、(2)の「市民の提言制度(パブリックコメント)について、今回は運用マニュアル(案)ということで、資料をつけていただいておりますので、これについて事務局のほうからご説明をいただきましょうか。

◎天野企画政策課長 それでは、市民参加推進会議資料4を見ていただきたいと思います。それでは、市民の提言のパブリックコメントについてご説明いたします。現在、パブリックコメントにつきましては、条例及び規則に基づき運用しているところでございますが、事務局ではその運用マニュアルを策定中でございます。本日はその(案)として現時点でのものをお持ちいたしましたので、ご意見等をいただければ幸いでございます。

それでは、運用マニュアルについて説明いたします。1枚おめくりいただきますと目次等がございまして、目次につきましては10項目ございます。質問形式でパブリックコメントにつきまして説明している構成となってございます。そのところに、大まかな大きな流れが記載されているページがございます。まず、先ほども何か話題が出ましたが、パブリックコメントの対象か、または対象外なのかというものを判断し、次にパブリックコメントにかける計画案等の公表事項やその方法、そして、市民の方からの意見の提示の仕方等について、そして、出された意見の取り扱い、意見の反映などを検討し、最後にそれを公表するというのが、パブリックコメントの大きな流れになっているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、マニュアルの中の1ページ目でございますが、枠内は公共法令の記載、枠外にその説明が記載されているところでございます。2ページ目をご覧ください。4番、どのようなものがパブリックコメントの対象になるかの規定が書かれてございます。3ページ目をおめくりいただきますと、基本的には条例、それから、市民生活や事業活動にかかる直接かつ重大な影響がある規則、それから、重要な計画、それから、憲章、宣言等といったものが具体的な対象となるものでございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。施行規則第18条にその適用除外となるものについて記載されており、ここから何枚かおめくりいただいて6ページをご覧ください。市民の方からご意見をいただく計画案等の取り扱い、意見の出し方や、今後の予定等をあらかじめお知らせすべきことについて記載されてございます。

それから、8ページをご覧ください。意見の提出についてあります。規則の第20条で住所・氏名等を明らかにして、直接、郵便、ファックス等で市民の利便を考慮し募集を行うこととしています。後ろのほうに添付いたしました小金井市〇〇〇〇計画(案)に対する意見募集(例)というものをご覧いただきたいんですけれども、下段のほうで提出方法が書いてございます。現行、本市では住所・氏名のほかに年齢または年代を記載していただいております。その理由といたしましては、意見に対して責任を持っていただくことですが、年齢等についても記入をしていただいているところでございます。また、意見等は原則、日本語によるものとしており

ますが、他の言語での提出の際は、日本語訳の添付を求めるものとしております。また、障害をお持ちの方から相談があった場合は、個別適切に対応を行うこととしているところでございます。

9ページをご覧ください。市民の方からいただいた意見の取り扱いについてであります。原則、いただいた意見は全文公表、市は検討結果及びその理由を公開します。しかし、9ページにありますように、パブリックコメントの手続は施策案をよりよいものにするために行うものであります。したがいまして、賛否の結論だけを示した意見や、施策案に直接関係のない意見等については、検討結果や市の考え方等は示しません。また、意見は公表が原則ですが、個人情報や第三者を誹謗中傷するものなどの事項については、全部または一部を公表しないことができます。なお、氏名等の記載のない意見は「市民の提言制度」としては取り扱ってないので、公表しないということにしております。

以上でマニュアルの説明を終わりますが、ご意見をいただきたいという点は、意見の出し方とその取り扱いについて、その他制度全般についてであります。年齢等についてと、あと匿名の方の取り扱い、それから、直接関係のない意見の取り扱いについては、ご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎坪郷委員長 事務局より(2)「市民の提言制度(パブリックコメント)について」ということで、現在、運用マニュアルの作成中ということで、現在の案についてご説明をしていただいております。

◎天野企画政策課長 済みません、先ほどご質問がございましたパブリックコメントの実施状況につきまして、前回の7月30日の資料4、そちらのほうに掲載してございますので、後ほどご確認していただければよろしいかなと思います。ちなみに件数ですね、平成16年～21年度まで35件のパブリックコメントを行っているところでございます。以上でございます。

◎坪郷委員長 35件、パブリックコメントを行ったということですね。

今、運用マニュアルの案について説明をしていただきました。これについては幾つか事務局のほうからご意見いただきたい点ということで、意見の出し方とその取り扱いについて、制度全般についてもありますが、あるいは、年齢または年代を書いてもらうということ、あるいは、匿名の方の意見、あるいは、直接関係のない意見の取り扱いということについて、どのように扱うのかということについて、ご意見を伺いたいという、個別の具体的な項目も挙げられておりましたので、皆さんのはうからご意見があればお伺いしたと思うのですが、いかがでしょうか。

◎森実委員 その前にですね、パブリックコメントという定義なんですね、個人的には2つあるような気がするんですが、例えば国がこういう施策に対して、こういうことをやろうとしているんだけれども、意見があつたら出せというのもありますよね。ここで言っているマニュアルの対象となっているのは、そういうテーマが決まったものではなくて、市の市政に対して何かいい意見があつたら出しなさいよと、何か二通りあるような気がするんですけど。

◎坪郷委員長 施行規則の、先ほど持永さんからも言われた第17条で、市民にパブリックコ

メントをかける対象事項というのが、挙がっているわけですよね。それについて、この関連で35件、最近では行われたという紹介がありました。国の場合で行われているのも、審議会などで中間報告の段階で、多くの場合にはパブリックコメントをかけるという形で行われていますね。それは中間報告の段階で最終案が審議会の場合ですと、小金井市の場合もそういうことだと思うんですけど、審議会で最終報告書が出てしまうと、それに対するパブリックコメントやつても、意見反映がなかなか難しいというので、中間報告の段階でパブリックコメントをかけるというのが、通常、審議会の場合については行われることですね。審議会でない場合については、条例だと、あるいは、憲章など17条で例示挙がっていますが、それについてはパブリックコメントを行うという、施行規則の中にうたわれているということですね。

◎天野企画政策課長 そうですね。本来、パブリックコメントというのは、どういうものかというところで、先ほどもどういったものをかけるかという説明を私もしました。条例案だと、重要な計画案とか、そういうものを市が提示して、そのものについて市民からご意見を伺うというものが、今回のパブリックコメントなので、そのための要項でございます。今、先生がおっしゃったのは、パブリックコメントが市がかけるのかという場合が多々あるんすけれども、こういった市民検討委員会がつくった計画とか、そういうものもパブリックコメントも使えるということも、現在、市では行われているところあります。

◎森実委員 では、ほとんどはテーマが決まっていて、それに対する意見を求めているという設定で考えるんですか。

◎坪郷委員長 そうですね、中間報告の場合そうですね。条例案であるとか、そういうことだろうと思います。

◎坪郷委員長 はい、よろしいですか、関連でもう少しよろしいですか。

◎本多委員 そのところのちょっと具体的ですね。

◎坪郷委員長 関連で、はい、どうぞ。

◎本多委員 ちょっと自分のほうでも、広報にいたときなんんですけど、男女平等基本条例の策定にたずさわったときがあります。そのときに市民参加条例もそうですが、策定委員会というのをつくりまして、当然、その中には市民の方も入って、いろいろ審議していただいた。それで素案ができたときに、さらにより多くの市民の方の意見を聞こうということで、パブリックコメントということで、その策定委員会が、対市民との意見を交通整理して、それでそこに入れたものを市のほうに答申するという形で、そんな流れでパブリックコメントを実施しています。

◎森実委員 そうすると、質問なんですけど、一等最初のこの流れの最初に出てくる、対象か対象外かというのは、何かちょっとイメージがわからないんですけど、テーマが決まっているんであれば対象外というのは、通常、考えられないなということです。

◎坪郷委員長 はい、どうぞ。

◎天野企画政策課長 例えばですね、市は、いろんな計画をつくりだとか、いろんなこと

を考えていますが、それをパブリックコメントに付すか、または付さないのかということを、一定判断しなきやいけないという場面が出てくると思うんです。例えば市の税金に関する何か条例をつくったと。それをパブリックコメントかけるか、かけないかといえば、税とかいう、法令に基づくようなものについては、なじまないというような判断が必要なので、マニュアルの一番最初にあるということで、ご理解いただけたとありがたいんですが。

◎森実委員 それは何か一般市民にはわかりにくいところですね。というのは、テーマが決まっているんであれば、対象外ということは通常あり得ないと思うんですね。

◎坪郷委員長 個別具体的にはテーマは特定はされていないものですね。

◎森実委員 セレクトして出てくるわけですから。趣旨はわかりましたけれども、これで読んでいると、まず対象か対象じゃないのかという、思い悩むことになりますね。だから……。

◎浅野副委員長 市民からすると、出てきたときにはもう対象になっているから、対象外ということは定義あり得ないんですね。

◎森実委員 要らないじゃないか。

◎浅野副委員長 パブコメをかける側からすると、どれをかけるか決めなきやいけないんで… …。

◎坪郷委員長 まあ、そうですね。

◎浅野副委員長 それはやっぱり基準が必要になってくる。だれのためのマニュアルかというと、パブコメをかけるほうの……。

◎森実委員 これは意見を言う側にとってはすごくわかりにくいですね。

◎浅野副委員長 逆に、だから、パブコメにかけなかったものに対して、やっぱりそれをかけろよというふうに市民の側から言うとは……。

◎森実委員 そうなんですよ、それができれば大したもんだ。そういう実際に長年にわたって三十何件が出てきた中で、行政側のほうにも本当にリスクがあるんだろうかなという感じがします。ないんだったら、そんなにわざわざここに何か大々的に入れる話ではないなというんですけど。

◎持永委員 ですから、市民のほうからね、税金が上がると、医療費が上がると、小金井市はとんでもないと言って、パブリックコメントかけろと言う人が出ないとも限らない。だけど、市としてはそういう税とか、金銭にかかわる問題はこの予算の市民が立ち入れないお金の問題ですからね、要するに税金の配分の問題だから……。

◎森実委員 それでも、こっちの条例に入っているわけです。

◎持永委員 だから、パブリックコメントしませんよということなんです。

◎森実委員 条例に入っているわけですよね。

◎持永委員 入っている。

◎坪郷委員長 これは……。

◎持永委員 しないところに入っている。

◎森実委員 しないところにもう規定として入れているわけですから。

◎坪郷委員長 適用除外というのは……。

◎持永委員 そうそう。

◎坪郷委員長 施行規則の中に対象事項と……。

◎森実委員 はい、明文化されているわけですから。

◎持永委員 だから、パブリックコメントにはなり得ないんです。

◎森実委員 だから、だめ押しみたいなものでしょう。

◎持永委員 そうそう。ここに歯止めをかけておかないとね、何でもかんでもパブリックコメントでかけろとなるわけですよ。それはできないものもあるよという。

◎森実委員 それは当然理解できますけれども、そんなに現実にだめ押ししてないと、リスクがあるのかなという感じがします。

◎持永委員 横須賀市はですね、この金銭問題の税の問題もパブリックコメントかけろと、かけているんじゃないですか、今、横須賀市はちょっと特別なんじゃないかな。

◎坪郷委員長 ちょっと確認はしないといけないと思うんですが。

◎持永委員 ええ、僕も確認していないんですけどね、おそらくね、たしか入っていましたよ。除外項目に入ってなかった。

◎坪郷委員長 世界的に見れば財政についてのパブリックコメントであるとか、あるいは、住民投票にかけるという規定がある国もなくはないですね。自治体ごとで違うとは思いますけれども、だから、日本でそこは実施されているかどうかはちょっと、今……。

はい、どうですか。

◎天野企画政策課長 住民投票かなんか調べていたときに、川崎市では新たな目的税とか、そういうものをやるときは市民参加を検討するようなことは、川崎の市民検討委員会で話し合いでいたことは覚えているんですね。ただ、おそらく、横須賀市は確認しなきやわからないんですけども、そういう税のところまで市民参加を容認する規定というのは、ちょっとないのかなというふうには思っています。

◎坪郷委員長 ちょっと確認をしたいと思いますので。

◎持永委員 小金井でやれば全国で唯一という、一番進んでいる。

◎坪郷委員長 パブリックコメントというのは、基本的な市民の意見表明、参加ですので、その意味で、できるだけ素案の段階で市民からの意見を聞いて、それに対して会議が主催している場合には会議がそれに対して、意見に対してちゃんと答えると、市がやった場合は市役所がしっかり答えるという応答性が一番重要だと思うんですね。そういう基本的なものとしてある程度確立をしてきたんじゃないかと思うんですが、1つ、浅野さんからも言われましたように、パブリックコメントについて市民から具体的にどのように提案ができるのかという論点はあると思うんですね。市民から、この問題についてパブリックコメントを。というようなことは、今のところは具体的に想定は……。

◎天野企画政策課長 そうですね、想定しないですね。

◎持永委員 想定しているんだけど、排除しているんです。

◎坪郷委員長 それでいろいろと皆さんからご指摘をいただいておりますが、個別にご意見としてはいかがでしようか。個別のほうをちょっと先に詰めておいて、さらに先へ進みたいと思うんですが。はい、どうぞ。

◎金子委員 今までの議論に直接かんでなくてもいいですか。

◎坪郷委員長 ちょっと待っていただけますか、それでは。パブリックコメントの運用マニュアルの中で、私はちょっと意見を言いたいところありますので、ちょっと先にそれを。

◎金子委員 それじゃ、パブリックコメント。

◎坪郷委員長 の関係ですね。

◎金子委員 ええ。

◎坪郷委員長 じゃ、どうぞ、はい。

◎金子委員 私もここの小金井市のパブリックコメントに応じたことがあるんですけども、そうしたときに、応じた人間が一番気になるのは、自分の提言した意見がどのように反映されているかということなんですね。その反映のされ方、どう反映されているのかということが、どれだけ透明度が高いということが、これからパブリックコメントに参加する市民の方の意欲にもかかわってくると思うんですよ。私自身は2年ぐらい前、こここの協働の協働推進の基本方針というパブコメに応募したことがあるんですけどね、あのような大事な方針であっても、応募に応じた人間というのは4名しかいなかった。その中で全体的に筋を通して意見を申し上げた人間というのは、これおこがましいんですけど、私を入れて2人だけだった。

これもかなりパブコメというのが、応募する側としては労力かかるんですね。だけど、出したきりでそれがどう反映されているのか。その報告書みたいなのは来ますけれども、なかなか自分の意見がどうストレートにどう聞いてもらえたか、あるいは、無意味だったかということは非常に判断しづらい。それから、透明度ということからいえば、どなたがこういうことに対して検討を加えているのか。その辺も、不確かで、出した側にとってはね、労力を費やしたりには反応があったのか、なかったのか、出してよかったですのか、よくなかったのか、見当がつかない現状があるんですね。

それから、さかのぼりますけど、ついでになるんですが、パブコメじゃなくてアンケートのほうなんですけれども、ここ立て続けに内容のある、ボリュームのあるアンケートが市側から来ましたよね、3点。私が対象者になったのも、その中に1つありました。3つを見ますとね、これまた非常に内容濃いんですよ。これもまじめに取り組んで答えを出そう、アンケートに答えていこうとすると、かなりやっぱり労力を要しますよね。アンケートについては私はお聞きしたいのは、ああいった内容のある、ボリュームのあるアンケートが、市民の参加のもとに案がつくられているのか、案作成の過程で市民の参加がどういう形であるのか。それがもうアンケートについては一番ポイントだと思うんですよ。その2点、アンケートについての事前での

市民の参加、それから、今のパブコメで言えば反映度、それから、どういう形で反映し、どういうメンバーが議論して、こういう答が出たんだよということに対する透明感、この2点について、もしお答えいただければありがたいなと思います。

◎坪郷委員長 はい、ありがとうございました。

関連していかがでしょうか。本多さんはパブコメに關係して、今の点に関して。

◎本多委員 そうですね、例えば市民参加推進会議の中で市民参加条例の素案を作っていたとすれば、市民の方から一応パブリックコメント、素案に対してご意見いただきますね。そうしますと、その意見に対しましては、この市民参加推進会議の中で、これに対してはこういうパブリックコメントがありまして、これに対しては素案に反映できています。できない場合には、こういう理由でもう含まれていますと説明を付して、市民の方がわかるように公表しています。個々人に回答するということではなくて。

◎坪郷委員長 はい、どうぞ。

◎天野企画政策課長 今、本多委員がご説明していただいたとおりなんですね。それでちなみに小金井市協働推進基本指針案、確かに4人がやっていただいて、件数としては26件ござ意見いただいている。パブリックコメントの特徴というか、そういったところでは、今、ご説明したとおり、意見をいただいて、それに答えていくというのが特徴だと思います。しかしながら、もう一つの特徴とすれば、一定、市民参加で積み上げて最終的にできた案を、パブリックコメントにかけますので、なかなかまずその案を理解していくことが難しいことがあるし、だから、ちゃんとなかなか書くのが難しいし、書いていただいてもすごい大変だという思いもあるとしますし、積み上げてきたものですから、なかなか根幹にかかるようなご意見をいただいても、なかなか反映が難しいというのが、このパブリックコメントの特徴かとも思います。

それから、アンケートの件なんですけど、3つ大きいのが行ったということあります。その1つが、多分、私どもの企画政策課がかかわっている庁舎の関係、1万人の方に、今回、アンケート調査を行ったんですね。どのようにアンケートをつくったのか申しますと、市民検討委員会、27人で3月から始めておりまして、アンケートの資料からアンケートの内容まで、市民参加で積み上げて行ってまいりました。実を言うと1カ月以上のアンケートの資料と内容を、正副委員長と事務局でかなりこれには費やしたという自負はあります。いろんなご意見もありましたが、あらかた好意的には受けとめていただいたところでございます。したがいまして、アンケートの作り方、行政で作るようなアンケートもありますし、市民検討委員会の皆さんに、市民参加でアンケートを作るようなケースもございます。そういうことで、アンケートについてはご理解いただきたいと思います。

パブコメの透明感等々なんですけれども、行政としましてはそういったこういう制度に基づいて、いただいたご意見については真摯に受けとめて、いただいたご意見に対して、何らかのコメントを行っていると考えているところでございます。以上です。

◎坪郷委員長 いかがでしょうか、関連で。

◎天野企画政策課長 委員長、ちょっとよろしいですか。

◎坪郷委員長 はい、どちら？

◎伊藤長期計画等担当部長 今の金子委員のご意見についてですけれども、16年から21年度ということで、35件やったと先ほど申しました。その中でパブリックコメントに寄せられた意見によりまして、もともとの案を一部修正という件数が、35件のうち14件ございます。ですから、出された意見によって直しているという場合もありますので、これはやっぱりやつていくべきだと思っております。

◎坪郷委員長 ありがとうございました。

はい、どうぞ。

◎金子委員 あと余分なことになるかもしれないんですけどね、アンケートのほう、今、事務局の方が言われたような市庁舎に関するアンケート、私、対象になっていたんですね。それでね、その結果を見て私もがっくりきたのは、アンケートに応じている方って30%ぐらいなんですね。かなり市庁舎のことというのは、話題にも挙がっているんじゃないかと思うんですが、反応というのはその程度なんですね、まさに市民参加の問題だと思うんですけども。

それから、協働の基本方針については、私自身はずーっとワークショップ含めて、初めから終わりまで会を通して出たつもりなんです。その結果を踏まえてパブコメを応募したつもりなんですけれども、かなりの方がその過程では市民としてもいろんな会合に出ていたと思うんですが、パブコメの段階になるとたったの正味2人。そういう現実の問題から深めていかないと、この市民参加のあり方云々ということも、私は非常に行政のほうとしては、大変、事細かに段取りを組んで、いろんな手法、方法論について説いてくれているんですけども、なかなかそれに対する市民の反応が薄い。協働の話に至っては、私はこの種の会議に参加した六、七年前から、もう話題にずーっと挙がっているんですよね。有識者の方のレクチャーやなんかも何回か聞いているし、いろんな行政サイドのお骨折りで、議論というのは重ねてきてているんですけども、なぜか市民参加というのは進んでないなというのが私の実感なんですよ。

私の提案なんですけれどね、やっぱり市民が市民参加しているという実感を、感じられるような場や機会の設定というのがなければだめなんじゃないかと。方法論を幾らこういう場で論じても、あるいは、それをマニュアル化する、あるいは、いろいろな広報・公聴の段階で広めていっても、なかなか市民というのは実感として、市民参加を感じとれるような場・機会がないと、なかなかこの市民参加の度合いというのは高まってこないんじゃないかというのが、ここ私の六、七年の実感なんですよ。

◎坪郷委員長 ありがとうございました。

いろいろと問題提起をしていただいておりますが、アンケートは30%というのは、これは市がやったアンケートとしては低いほうですか、高いほうですか。

◎持永委員 いいほうじゃないですか、30%。

◎坪郷委員長 30、40というのはそれほど、少くない。

◎天野企画政策課長 ただ、1万人ということで、市の行ったアンケートの中では一番でかかったかなと思っています。

◎持永委員 大したものよ。

◎天野企画政策課長 市の人口が11万程度なので、サンプル数とすれば2,000～3,000ぐらいが、一般的な統計学的に見た数字なんですけれども、あえて1万人ということで今回させていただきました。事務局とすれば目標は50%ということで行っています。

やはりなかなか市民参加が増えているかというの現実、ひしひしと感じているところでございまして、今回、周知を行なきやいけないということで、駅のコーナーにポスターを張ったりだとか、それから、市民掲示板とかに張ったりだとか、場合によっては市民検討委員会の皆さんにビラを配っていただく等、いろいろやったんですけども、30%。しかしながら、1万人に出て3,000人以上、こういうサンプリング数をいただけたということは、非常に大きな成果だと受けとめているところでございます。

受けとっていただいた方には非常に大変だったと思うんですけれども、ただ〇つけるだけではなく、ご意見を書く欄もあったんですね。随分、ご意見たくさんいただきました。私はずっとそれを読んでいて、いろいろ参考にさせていただいていまして、ページ数におきまして300ページになるんですけども、それをホームページに掲げておりますし、それから、市の公の施設等にも置いてございます。いろんな意見があります。ごみの話もあれば廃舎の話もございます。そういうものをいただきまして、市のこれからの市政運営に生かしていくということでやっております。以上です。

◎坪郷委員長 はい、どうぞ。

◎持永委員 ですから、パブリックコメントは多ければいい、少なかつたから悪いという判断じゃなくて、やはりパブリックコメントを実施すると。それをそう決めれば関心のある問題は多いでしょうし、関心のない問題は少ないでしょうし、それはそれで僕はいいじゃないかと思うんですね。ですから、自分の生活に、自分に身近に感ずる問題には敏感に反応するけれども、条例とか、そういうふうになってくると難しくてなかなか反応できない、これはもう当然のことだと思うんですよ。ですから、効果がないからやらないというんじゃないなくて、あっても続けるという、そういう姿勢が大事じゃないかなと思うんですね。いつかやってよかったということがあるんじゃないかと僕は思いますけれども。

◎坪郷委員長 はい、ありがとうございました。

関連していかがでしょうか。

◎金子委員 いいですか。

◎坪郷委員長 はい、どうぞ。

◎金子委員 どうも私の場合は、民間企業の経験が100%なものですから、問題の提起の仕方もなかなか皆さんとそぐわない部分があると思うんですけど、今の市民参加のあり方という

ことを、非常に短い時間で申し上げますと、もう行政サイドのいろんなご努力で、手法だとか、知識的なものというのは、かなり市民の方は植えつけられていると思うんですよ。だから、先ほど言ったような実感できるような機会とか場というものを、与えるというか、そういう場を作るために、私の1つの提案なんですが、これ、二、三年前に市長に提案して、市長わかつてもらえなかつたんですけども、何か市民会議的なもの、お隣の武蔵野とか、三鷹でやっていることが、私どもの小金井市できないということはないと私は思っているんです。十分いろんな知識とか与えていただいていますのでね、そういう実践の場というものを、きょうやっていけるここでの会議のような市民推進会議の中でも、もう議論に上げてきていいんじゃないかな。

4年前に武蔵野市で100名のメンバーで市民会議を立ち上げましたよね。1年7カ月ぐらいかかるって、75回以上の会議をやって長期計画というのを、行政サイドと市民サイドファイティ・ファイティで構成した長期計画を成立させましたよね。ああいう現実の努力、議論とか、そういうことを超えて、もうそういう実践段階に来ているんじゃないかなと、小金井市の場合も。何かそういうことができにくい土壌があるのかなという感じも、私もしてはいるんですけども、そういう土壌があったとしても、そういうものを乗り越えるべく、こういう会議の中でも市民会議みたいに100人あるいは150人という規模でも、市民会議みたいなものを企画する、あるいは、そういう仕組みを作る、そういう段階に来ているんじゃないかなと、寝言を思って聞いてください。

◎坪郷委員長 どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

◎山下委員 パブリックコメントのちょっと何ていうんですか、大もとになってしまふかもしれないんですけども、これ、パブリックコメントを出して、その結果が出来ますよね。もちろん掲示とか、発表はわかるんですけども、その掲示とかをしましたよという連絡は、本人に直接郵送とかでやったりはしているんでしょうか。

◎天野企画政策課長 それはやってないですね。お名前とか書いてはいただいているんですけど、それは伏せて公表しますし、その一人一人に出しますよというご連絡はしてないですね。そういった近い例とすれば、また庁舎の話で申し訳ないんですけども、庁舎の市民検討委員会、250人ぐらいの方が申し込んでいただいて、公募委員としては少ないのですが、結果27人選考されました。委員にならなかつた方には、市民フォーラムを開会しますので来てくださいという通知をやつたことあるんですが、パブリックコメントで出しますというご通知はしたことはありません。

◎坪郷委員長 はい、どうぞ。

◎山下委員 さっき市の方から意見の出し方とか、匿名とか、関係ないとかってありましたけれども、原則としてやはり市民の意見を吸い上げるためのパブリックコメントなんで、今後、やはり住所など、どこのどういう方が意見を出されたのかというのをわかつた上で、吸い上げる、吸い上げないとかの取捨選択が必要だと思うんですね。それでこの約5年間の間に

35件ということであれば、その意見を吸い上げて、今回、吸い上げた意見に対して公表しましたというような、お礼状みたいなものじゃないですかけれども、そういう一筆文を送るようなことは可能なのかなと。今、250人の数字を聞いたので、ですから、ぜひそちらのほうも行政の方に頑張っていただいて、まずリピーターじゃないですかけれども、繰り返しそういったことに参加してくださる方を、作るのが大事なんじゃないかなというのが私の意見です。

◎金子委員 やっぱり先日の新聞切り抜いたんですけれども、政府レベルでパブリックコメントについて、双方向性がないということで、これ、何ですかね、政府自身ではアイデアボックスというのを考え始めたという記事が、これに載つかっていたんですが、今、山下さんが言わされたような、それに参加した人の意見が全部聞ける、あるいは、その意見交換ができる、そういう場を作っていくかないと、なかなか進化しないんじゃないかという記事が、これに載っていましたけどね。

◎坪郷委員長 はい、どうぞ。

◎森実委員 本来のパブリックコメントのあり方を考えると、5年で35件というのは、いかにも市民を代表するような意見の、数を言いますと、とても足らないんじゃないかと思うんですね。35件の間は、今、議論になっているような労力を使うことはできると思うんですけれども、もっと大事なことは、35件をちょっとけたを変えるぐらいの数字が入るようなものをやって、実際に一々返事を返せないぐらいのコメントが返ってくるというのができ上がりでないかなと思うんですが、当初、こんな状態が何年も続くようであればそれはできると思うんです。いずれはできなくなるような体制にしていかないと、何年かたって数が増えた場合に返事がないとか、何かいろいろなかえってクレームも出てくるかもしれませんですね。

◎坪郷委員長 でも、35件というのはテーマ数ですよね。

◎天野企画政策課長 済みません、私の説明が悪かったのかと思うんですが、かけた案とか、計画が35件で、いただいた意見はもっとたくさんです。

◎森実委員 何人いるんですか。

◎天野企画政策課長 人数ですか。

◎森実委員 はい、トータルで。

◎天野企画政策課長 やっぱり多い少ないの、ばらつきがものすごいんですね。例えば、多いものでいきますと行革大綱、これなんかだと232の方から、合計928件のご意見いただいたとかいうこともありますと、全くないゼロというものもあります。平均すると、でも、パブリックコメントはあまり多くはないですね、1けたのものもあります。多いものをちょっと申し上げれば、子どもの件に関する条例、56人で148件。それから、小金井市特別支援教育のあり方について答申案、36の方から123件。それから、先ほどお話があった協働推進基本指針なんかだと4人で26件ですし、障害者計画、7人から27件。小金井市地域防災計画、1人、5件とか、あとはゼロとかいうのはあります。

◎森実委員 僕は1つはやっぱり市政に参考になるようなことで、今はとにかくもっと必要な

量は市の側は欲しいと思うんですけれども、実際、そこまで行ってない。だから、今は何を見て貴重な意見だとかと言っているのは、もらった意見の質を見ていただいていると思うんですね。だから、数がどんどん増えてきたら、それはもう物理的に返事を返すなんてことはできないですよ。

◎坪郷委員長 それはホームページで全体としてまとめて、何らかの形の応答をするということは不可欠だと思いますね。

◎森実委員 やり方を変えないと……。

◎坪郷委員長 だから、個別には多分できないと思いますね。

◎森実委員 相対というか、個々の人と行政側でコミュニケーションをとるというのは、それは無理だと思いますね。

◎天野企画政策課長 はい。

◎坪郷委員長 はい、どうぞ。

◎天野企画政策課長 別に議論を誘導するつもりではないんですけども、冒頭、いろんな参加の手法があるということをご説明しました。パブリックコメントの特徴とか、いい部分、悪い部分というのは当然あります。ですけれども、これが制度としてパブリックコメントというのは確立されています。それを補うようなことをどうしたらいいのかということも、検討していただければありがたいなと思います。

◎坪郷委員長 パブリックコメントというのは1つの参加手法ですので、これはまずは基本的な手法としてわりと定着しつつあるということは言えると思うんですね。ただ、これは1つの手法ですから、いろんな方法を組み合わせてやらないとなかなかうまくいかない。金子さんが言われたように、実感する場というような形で、これ多人数の参加の市民会議のようなものをやるというのはなかなか大変なので、これはテーマだとか、そういうことも含めての議論が必要になるんでしょうけれども、その意味では、市民参加の手法というのは多様な手法を組み合わせるということで、できるだけメニューとしては多く持っておいて、テーマごとに必要な手法を組み合わせるということで、市民参加をより進めるというような視点が重要であろうということはあると思うんです。きょう、いろいろ多くの意見を問題提起をしていただいたので、これを課題設定という形である程度まとめていければと思っております。

それで若干技術的な問題なんですが、運用マニュアルの中で、事務局から言われた年齢とか年代、あるいは、匿名の方の扱いなどについてなんですが、最初は、参加条例の中にはこの年齢等の規定はないんですね。

◎天野企画政策課長 そうなんです。

◎坪郷委員長 施行規則の中に「市民は原則として住所、氏名等を」というのが施行規則にあります。これもなかった時期があるんですか。

◎伊藤長期総合計画等担当部長 最初はありません。

◎坪郷委員長 最初はなかった。それで後で氏名・住所というものを原則としてということで

入って、法人その他の団体については所在地、団体の代表者の氏名というものを「明らかにしなければならない」ということで挙がっているわけですね。ただ、運用マニュアルの(案)のほうでは、さらに「年齢又は年代について」ということで、「様々な世代の参加の推進と多様な意見を尊重するため、原則記入していただきます」と、「施策等を考慮する上で必要な場合は、性別等に」とあるんですが、これは私の意見なんですが、条例の項目になくて施行規則にもない項目を、運用マニュアルであまり詳しく挙げると、かえってそれはパブリックコメントの意見をもらうときに、問題となる場合もあり得ると思います。年齢または年代あるいは性別についても、書きたくないという場合もありますので、これを明記をすることは、やらないほうがいいのではないかというのが私の意見です。

「様々な世代の参加」というのは、我々の会議でも議論してきたところなんですが、それについては成年層の意見がぜひ聞きたいという場合には、成年層の意見を聞けるような参加の手法を使って、意見を聞くということでやることが重要で、パブリックコメントですべてのことをやることはできないというのは、今までの議論でも出てきましたので、これは技術的な論点ではありますが、そういう点があるのではないかと思います。

それから、もう1点、市民参加の中で、条例の中で第2条に「市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させる」と挙がっているんですが、政策立案の点ではパブリックコメントなどは素案の段階でということでかかるわけですが、実施あるいは評価というあたりで市民参加は、これまでどれだけ試みられてきたのかということについてはちょっと気になる点ですが、私の意見として発言させていただきます。

皆さんのはうでさらにどうでしょうか。あるいは、事務局で用意をした項目としては、パブリックコメントの現状と課題というのは、先にちょっと説明していただいたんでしょうね。

◎天野企画政策課長 そうですね、先ほどちょっと申し上げたんですけれども、現状ということなんが、特定の施策についてはある程度ご意見をいただけるんですが、先ほど申し上げたとおり、全く意見のないものもあるというのが現状なんです。その理由として事務局として分析しているのは、やはりパブリックコメントの特徴として、計画案などの策定プロセスにおいて最終的局面にあるということ、それから、パブリックコメントとして出したものが、なかなか市民の方々にご理解することが、難しいのではないかということを考えています。そういったことが、パブリックコメントにおける現状と課題というふうに認識しているところでございます。以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございました。

皆さんのはうでいかがでしょうか、関連して。

それでは、全体として市民参加のあり方、(1)・(2)というのはまた後で、時間があれば議論をさらにしたいと思うんですが、(3)のその他の項目がありますので、ここについてもまずご説明をいただいて議論を続けたいと思います。(3)についてお願ひします。

◎天野企画政策課長 (3)「市民協働のあり方等検討委員会の状況」ということでございます。

私、8月11日開催のあり方等検討委員会に出席してまいりました。その報告をいたします。資料についてございまして、市民参加推進会議資料6番「小金井市市民協働のあり方等検討委員会の進捗状況について」というのを、コミュニティ文化課のほうからいただいていますので、これに基づいて説明します。

この資料の5番というところを見ていただきますと、ここに8月11日のことが書いてあります、この第2回検討委員会の欄をごらんください。第4次長期総合計画、それから、第3次行財政改革大綱についての説明・質疑を行ってまいりました。その(3)をご覧ください。実態調査ということがあるんですけれども、実態調査の内容等を決定とあります。その内容につきましては6番をご覧いただきたいんですけれども、調査対象は全52課の全体調査票として、A～Cの調査票の4部構成を行っていまして、その項目につきましてはご覧のとおりであります。

ナンバー7番のところに、実態調査に対する回答状況が記載されております。(1)のところで「今なぜ市民協働が必要か」ということを全庁に調査してございますが、まず、記入してある課が73%、なしが27%という結果になっております。その結果について、あり方等検討委員会の会議録を見ますと、協働に関する所掌事務がないということで回答なしということについては、残念であるというような旨の記述がございました。協働事業については市が認識している協働事業と、市民が認識している協働事業について、ずれ等があるというようなことも会議録に記述があったところでございます。

それで、現在、あり方等検討委員会は小委員会で、今、調査した実態調査に基づいて、各課ヒアリングを行っているところであります。その調査結果につきましては、まとまり次第、私、また本委員会で資料としてお出しできればと考えております。あり方等検討委員会の報告につきましては以上であります。

◎坪郷委員長 ありがとうございました。

これに関連して皆様のほうから質疑等はいかがでしょうか。

◎持永委員 この結果……。済みません。

◎坪郷委員長 どうぞ、はい。

◎持永委員 このあり方の、今、職員に対して研修をやっているところですけれども、職員に対してもアンケートとるわけですね。

◎天野企画政策課長 済みません、各課にあり方検討委員会の小委員会が調査をかけたんですね。市民協働について「今なぜ市民協働が必要か」であるとか、協働事業のどんな事業をその課が、市でやっていますかとか、そういった調査をあり方検討委員会のほうで市の各課にやつたと。それをまとめて、報告を作つて、それに基づいて、今、各課ヒアリングをあり方検討委員会の小委員会で行つているという状況です。

◎持永委員 この、記入あり、記入なしというのはあまり価値がないのかな。どういう記入があつたのかを知りたいですね。あなたの課には、市民との協働が必要か、必要でないか。その

比率はどのくらいかなというのは非常に知りたいですよ。要するに職員の市民参加意識調査、こういうところから市民参加の研修が始まるんじゃないかなと思うんですけどね。

◎天野企画政策課長　はい。

◎持永委員　そうしないと、さっきの米子市の例でね、これ読めと、こういうやり方があるんだということになっちゃう。

◎天野企画政策課長　あり方検討委員会の皆様は、それなりにそういう質問事項にしようとかいう話し合いの中でこうされてございますので、できれば我々は我々で市民参加のほうの議論をしていただいて、協働については温かく見守っていきたいと考えてございますので、よろしくお願ひします。

◎持永委員　市民参加条例の査定のときに、職員のアンケート調査やりましたよね。これがそうなんですけれども、これと比較してみたいんですよ。もう策定になって七、八年たっているんで、その間、いかに職員が市民参加に対しての意識が向上したか。市民参加条例を活用しているか、そういうのも知りたいんですよね。それが1つのリトマス試験紙にね。パブリックコメント1つやるにしても、その職員がやらなきゃならないからやるんだと、こういう規定があるからやるんだという、しうがなくてやるというような意識のところが、やっぱりそれが結果に反映するわけです。少しでも多くの人に参加してもらおうという意識でもってアンケートやる、パブリックコメントやるとね、一応、この策定にはパブリックコメントを通過していますよというね、アリバイ作りみたいな、そういうもので終わってはならないなど。その変化を私は知りたいんですね、この任期中に。

せっかく職員に接触しているわけですから、あなたは市民参加が必要ですか、必要でないですかという、その比率知りたいですね。市民から見ると必要としているんだけれども、職員から見ても必要としているとなると協働になるわけですよ。どうでしょうか。

◎坪郷委員長　はい。

◎天野企画政策課長　今、第3期もあと2回、きょうを含めてあと1回で終わってしまうところなのですが、第4期のところでどうやっていくかというのを、検討していくかなという思いはございます。市民参加条例が平成16年にできて今度6年ですね。だから、今度の4期のところで市民参加のあり方を、もう一回やっていくということも1つのやり方だと思うし、その中でそういう職員のことも分析するということもありだと思いますが、ちょっと現時点の第3期の活動状況の中で、そこまで踏み込むということはちょっと考えてないということでございますので……。

◎持永委員　わかりました。4期の人にお任せするとして、期待しております。

◎坪郷委員長　はい、この3期の市民参加推進会議としても、きょうの議論を含めて課題の設定をぜひまとめたいと思います。金子さん、どうぞ。

◎金子委員　協働事業の実施状況というところで、現在、実施しているというのは16課31%ありますよね。これは事務局の方からご覧になって、今、言われている本当の意味での協働と

いうのは、この中に幾つぐらいあるんですか。

◎天野企画政策課長 策定の側からですね。

◎坪郷委員長 ここはどうなんですか。まだ、今、各課ヒアリングでその中身を聞いている段階なんでしょうか。

◎天野企画政策課長 そうですね。中身についてはちょっと分析はしてないんですけども。

◎金子委員 ここで協働ととらえているのが、正確な協働なのかどうか。

◎天野企画政策課長 おもしろいことはあり方検討委員会のヒアリング、私も行ったんですけども、委員の方からお話があったのは、市民公募で選ばれた市民の方が思っている協働と、行政が思っている協働のズレがあるということをおっしゃっていました。つまり市民とすれば協働としてやっているんだけれども、行政はそう思っていない。または別に行政の側としてはこれを協働と思っていても、市の方は協働と思っていないみたいな、意識のズレみたいなものがあるというようなご意見がありました。今、これから小金井市というのは4次基本構想で「参加と協働のまちづくり」、それから、行革大綱においての公民連携・市民協働ということをうたっておりまして、やはり協働のあり方検討委員会もようやく始まりました。我々もここで改めて市民参加のあり方も検討していくという方向の中で、やっぱり職員も変わらなければいけない、市民も変わらなければいけないかもしれないし、その中で参加と協働という文化が、文化を変えないと変わらないので、そういうものはすぐに目に見えて変わるものではないので、時間をかけてもいいから、えていかなきやいけないという話もその中ではありました。以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございました。

◎金子委員 私はね、ここに実施しているという16課出ていますよね、これはみんなうそなんです。そういうふうに市長に言ったんですよ。これは協働じゃなくて下請ですよと言ったら、市長怒ったんですけどね、私はその実態にしたいんじゃないかなと。私自身の自分が理解しやすいようにあれした解釈なんですけど、委員長にもしそれはおかしいよというところがあれば言っていただきたいんですが、市民参加というのはその設定が行政サイドにある場合、市民参加。そして、協働というのは行政と民間組織との間で対等性なり、役割・責任の分担を明確にして、新しい公共へ、その創造へステップを踏み込んだものを協働と、これは間違っているでしょうか。

◎坪郷委員長 いや、参加と協働をめぐる議論は、もう複雑多様なものがあるわけですね。金子さん言われたように、行政の側で協働ということでもって実質は下請、委託事業も含めて下請になっているという批判もあるわけですね。その意味で、参加と協働の定義とか、概念をめぐってはいろんなさまざまな議論があるので、そこは定義をした上でお互い議論を始めないとというところはあると思うんですね。ですから、今、出ていますように、市民が考えている参加とか、協働というものの定義と、行政や職員が考えている参加・協働の定義というものが、おそらくずれていると思うんですね。それを意識をすり合わせていくことが必要で、そ

の参加のプロセスはそういう意識をある程度、相互の意識が変わって、新しい参加の文化というものをつくっていくということが必要ではないかというような、これはもう一般的にしか言えないところで、もう少し具体的な例ええば福祉の分野ではどうかとか、環境分野でどうかという個別の政策分野ごとに多様な形があると思いますので、それで議論をしていく必要があるんじゃないかなとは思いますが。

それで、一応、今回の市民参加の条例運用状況等については、(1)、(2)、(3)ということで議論してきました、皆さんから多くの問題提起をしていただいております。さらに皆さんのはうから、もう少し時間はあるかと思うので、ご意見がありましたらまだ発言されていない方、いかがでしょうか。

◎金子委員 ちょっといいですか。

◎坪郷委員長 ちょっと待っていただけますか、もう少し。ほかの方あれば、はい、じゃ、どうぞ。

◎須内委員 ここに来てちょっと勉強させていただいているという状況で特にはないんですけども、パブリックコメントというのが意見募集と意見に対する回答とは、セットになっているという手法なんですが、何を採用するかというのは行政かなと思って、中にはちょっと危険な意見というか、そういうちょっと左寄りみたいな、すごいいろんな意見もあったりすると思うんですが、逆にこれは取り入れてもらいたいというのは、行政の考え方を明らかにした後に、それでも最後取り入れてもらいたいというような、そういういったシステムというか、そういうのは考えていらっしゃるんでしょうか。

◎天野企画政策課長 パブリックコメントの後ですか。でなく、その後？

◎須内委員 後というか、そうですね、採用するかどうかにかかわらず、意見に対して行政の考え方を公にしますよね。

◎天野企画政策課長 はい。

◎須内委員 そのときに、「それでも」というようなまた市民の意見というか。

◎天野企画政策課長 はい、そうですね、パブリックコメントで一定意見をいただいて、それに対して市は受けとめて検討します。それで、それに対しての回答を出して公表いたします。でも、それでもということですよね。一定ですね、市は市民の方のご意見を受けとめて、検討して、真摯に回答していますので、それでもと言われてもですね、それはやはりどこかで結論というか出さなきやいけないので、大変申し訳ないんですけども、それについてはやはり市の決定として行います。しかしながら、後で市民の意見の提出方法というのは、何もパブリックコメントだけではないと思いますので、さまざまな機会を通じてご意見をいただくということはあると思うんですね。市長への手紙だとか、あとは相談、自治会で説明会であったりとかということはあるので、そういうところでご意見をいただくことはあるんですけど、ただ、制度としてパブリックコメントに回答するというふうになってないので、なかなか……。

でも、いただいた意見に対して回答するようにはしているんですけども、そういう制度と

してはちょっと違うのかなというのあります。ですから、その後も採用されるかどうかわからないんですけど、ご意見は常に市は広く承るような体制はとっているということでご理解をいただきたいんです。ただ、それをなかなか実現化させるというのは難しいものもあります。

◎須内委員 1つの何か議論に対して、さっき紹介していただいたサイレント・マジョリティ、無作為抽出みたいな、そういうのをやるということはあるのでしょうか。

◎天野企画政策課長 はい、そのご意見は期待していたところでございまして、なかなか市民参加、参加も少ない場合もあるし、あと、同じ方が何度も応募されるという問題があります。この中で、今回、4次基本構想を作るときに、2,000の方にとにかく無作為で抽出してお手紙を出して、こういう会をやるんで来てくださいということをやったんです。そうしたら、2,000通送って40通ぐらいだったんですよ。なかなかやはり皆さん市民の方もお忙しいです。お仕事されれば大変だし、子育てやっているような、いろんな条件の中で40の方に来ていただいたんですけども、やはりなかなかふだん聞けないようなご意見が、聞けたということはすごいいいなと思いましたし、基本構想をつくるとき長期計画審議会というところで市民参加でやったんですが、市民の方々から基本構想を出していただいた後、意見をつけていたんですが、やはり今後は市はそういった無作為抽出のような、サイレント・マジョリティの声を聞くようなことを、やっていっていただきたいというようなご意見をいただきました。または、場合によっては障害者の施策であれば障害者の方に出向いて意見を聞くようなことも、1つのやり方ではないかというようなご提案もいただいたということです。ですから、これから参加を考えていく中で、無作為抽出のやり方というのは、やっぱり1つの手段であるんだと認識しております。やってよかったですなと思います。

◎須内委員 ありがとうございます。

◎坪郷委員長 はい、続いて、浅野さん、何かきょうの会議で？

◎浅野副委員長 ちょっと細かい話なんですが、委員長から先ほどご意見があったパブコメの提出方法のところで、これの適格条件といいますか、匿名での提出はできませんとなっていますので、この匿名というのがどこまでを指すのかというところがちょっと気になっていまして、例えば氏名・住所はもちろんそうだと思うんですが、例えばここに年齢と入っていて、年齢が書いてないと匿名とみなされてしまうのかどうかといったあたりはどうなんでしょうか。

◎天野企画政策課長 運用の仕方だと思うんですけども、多分、年齢が書いてない場合は、受け付けているのが実態だと思います。

◎浅野副委員長 住所と氏名ということですか。

◎天野企画政策課長 そうですね、はい。

◎坪郷委員長 ただ、匿名はだめと書いてある、そういう表現もありますが、ただ、素案をよりよくするためにパブリックコメントかけているわけですから、非常にいい意見の場合、それは完全に無視するというふうには、やっていいのかという問題はやはりあると思うんですね。そういう点はいろんなケースがあるでしょうから、あまりこのあたりは、だから、リジットに

やらないほうが私はいいんじゃないかと思うんですが。

◎浅野副委員長 先ほどの、だから、年齢というのがここにしか書かれてなくて、施行規則にも条例のほうにも書かれてないというのが……。

◎坪郷委員長 施行規則にはある。前には入ってなかったのが今回ここに入っているんですが、なので、それ以上のものをさらにつけ加えることは、ちょっと私も異議が……。

◎浅野副委員長 もし柔軟に運用されているのであれば問題はないと思います。

◎坪郷委員長 それでは、金子さん、先ほど手を挙げられていると思ったんですが、よろしいですか。

◎金子委員 また余計なことなんで、市民参加なり協働ということを、こういう場をかりて六、七年ここで勉強させていただいたんですけども、どうしてもね、単体でパブリックコメント云々、アンケート云々、協働云々、こういう形ではなかなか市民の方というのが、乗ってこないという言葉は適切かどうかわかんないんですけども、広がりが見えない、盛り上がりがない、できないんじゃないかな。私、五、六年、自問自答して自分として結論めいたところに落ちついたのが、三鷹とか、武蔵野でやられた市民会議なんですね。先ほどもちょっと申し上げました。なぜそうかというと、車でハイブリッド車というのがありますよね。雑種とも言える、混合とも言える、合いの子とも言える、そういう造りなんですけども、それになぞらえて言うと、市民参加だとか、協働だとか、個々の手法だとか、それを総合的に実践の場で経験し、自分の知識として得たものが出せる場というのは、やっぱり市民会議的なものじゃないかな。

先例が、今、言った武蔵野・三鷹にはありますし、ああいうところが経て現状のあの両市の再生というのが、でき上がってきていると思うんですけども、やっぱりそういう場を経なきゃいけないんじゃないかな。それはもう私が個人的に六、七年、ずっと、オーバーに言うと、悩み抜いてきたことで、結論というのはその市民会議というところに、私、個人的には落ちついたんですけども、ただ、市民会議ということになりますと、議会との関係が難しいんですね。それがどうあるべきなのかな、武蔵野とか、三鷹というところはどう乗り越えたのかな。どうも私がそく聞したり、資料で見た範囲では、どうも議会が外になっちゃっている。やっぱりこれではいけない。そこを巻き込んでの、巻き込んでというか、一緒になってやっての市民会議じゃなきゃいけないな。何かの機会で市民会議的なものというのも、取り上げていただく機会があればありがたいなど。大き過ぎて済みません。

◎坪郷委員長 はい。それでは、そろそろ時間ですので、きょうのところはこのあたりでくぎさせていただいてよろしいでしょうか。

それで、次回が3期の市民参加推進会議の最後になりますので、引き続き市民参加のあり方ということで、きょう問題提起をいろいろ出していただきましたので、これは議事録を整理をしながら、私のほうで少しメモのような形で案をまとめて、次回、さらに継続をして議論をしたいと思います。さらに皆さんの方から、きょうの議論以外にもいろいろご意見があれば、お寄せいただければそれを盛り込みたいと思いますし、次回の会議に発言をしていただいて、

そこで盛り込むということでもいいかと考えております。

それと、これは事務局からのリクエストだったんですが、金子さん、前も含めて何度か関連で発言されておりますが、鳩山首相のもとで「新しい公共」の円卓会議というのがあります、これは6月に鳩山さんが最後の段階で、新しい公共宣言というのを出して、一応、区切りにはなっているわけですね。ただ、そこの円卓会議で整理をしたさまざまな課題やフォローがありますので、その後、菅首相も「新しい公共」の推進会議という、新しい会議を設けるということを約束をしていまして、いろいろあった後になったわけですけれども、10月から現在「新しい公共」推進会議が発足をして、現在もう2回、会議を開催したところです。その委員の中の1人に私が入ってしまいましたので、「新しい公共宣言」の内容と、その後の動きについて少しあわせて、次回、ごく簡単ですが、ご報告させていただきたいと思います。まだ2回、3回というぐらいの時点ですので、まだ具体的な話はできないかもわかりませんが、現在の議論の方向なり課題についてご報告をして、そのことはそれぞれの具体的には小金井市とか、自治体レベルでこの議論というのは、やはりしていく必要があるだろうと思いますので、その点についても皆さんのはうからご意見があれば、いろいろお伺いしたいこともありますので、そういうミニ報告もあわせて私のほうからさせていただければと思います。

ということで、議題のほうはよろしいでしょうか。市民参加のあり方ということで継続をすると。

それでは、最後に次回の推進会議の日程を決めたいと思いますので、一たん休憩をさせていただきます。

(休憩)

(再開)

◎坪郷委員長 では、再開をいたします。

では、次回の推進会議の日程は、2月4日金曜日午後6時からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 それでは、そのように決定いたします。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。これをもって閉会にしたいと思います。どうも皆さんお疲れさまでした。

(午後7時58分閉会)

改正 平成21年3月16日条例第12号

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 市政情報の公開（第6条・第7条）
- 第3章 附属機関等への市民参加（第8条—第13条）
- 第4章 市民の意向調査（第14条）
- 第5章 市民の提言制度（第15条）
- 第6章 市民投票（第16条—第23条）
- 第7章 市民と市との日常的な協働（第24条）
- 第8章 協働のための活動拠点（第25条）
- 第9章 市民参加推進会議（第26条—第30条）
- 第10章 雜則（第31条）

### 付則

### 前文

市政の主役は、市民です。市政をどのように運営するかによって、小金井市で生活する市民の暮らしは大きく左右されます。

また、市政に市民がどのようにかかわるかによって、市政運営のあり方は大きく変わってきます。したがって、市民の望むところを市政に積極的にいかしていくことは当然です。

しかし、市民の価値観や要求が多様で、その個性化が著しい今日において、市民の意見や要求を的確かつ迅速に市政に反映させるためには、種々の手段が必要です。そして、その手段は、市民に十分理解されるだけでなく、市民が利用しやすいものでなければなりません。

小金井市では、誰にとっても暮らしやすいまちであることを願い、市民の市政への参加と協働についての手段を制度として具体化し、市民の望む市政が保障できるよう、ここに小金井市市民参加条例を定めます。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、小金井市（以下「市」という。）における、市民の市政への参加及び協働についての必要な事項を定め、もって多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (2) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を充実させ、又は発展させることをいう。
- (3) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置する機関をいう。
- (4) 市民の提言制度 市の施策原案に対する市民の書面等による意見の表示によって行う市民参加の方法をいう。

#### （基本理念）

第3条 市民及び市は、市民参加及び協働の前提条件として市政に役立つ情報の共有が不可欠であることにかんがみ、互いにこれに努めるものとする。

2 市民参加及び協働に当たっては、何人も互いの意見が平等に扱われることを自覚し、積極的には発言しない市民のみならず、市内に居住する未成年者、市内に通勤もしくは通学する者、市内に事務所もしくは事業所等の活動拠点を有する法人その他の団体又は市内に暮らす外国籍を有する者の

意向にも配慮するとともに、異なる意見を有する者の意見も尊重し、あらゆる関係者相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民に対し、適切な時期に、市の政策立案、その決定、実施の理由及び内容、その内容を具体化する手段及び市の政策実施の評価並びに市民参加の方法について、市民に分かりやすい方法で十分に説明する責務を負う。

2 市は、市民の市政に対する要求及び意見を誠実に受け止め、処理しなければならない。この場合において、市は、そのための窓口を保障しなければならない。

3 前2項の規定は、市が他の自治体等と共同又は協力して行う事業で、市民生活に影響を与えるものについても適用があるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市民参加及び協働の目的を自覚し、市と共に市政運営が円滑に進むよう努めなければならない。

第2章 市政情報の公開

(市の会議の公開)

第6条 市の会議は、原則として公開する。

2 公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。

3 非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る。

(情報公開手段の拡充)

第7条 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。

(1) 会議録の公開

(2) 広報紙等の拡充

(3) 情報公開施設の拡充

(4) 通信等情報伝達手段の充実

第3章 附属機関等への市民参加

(附属機関等の設置)

第8条 市は、市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする。

(附属機関等の構成)

第9条 附属機関等には、原則として公募による委員（以下「公募委員」という。）を置かなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関等に公募委員を置かない場合は、市はその理由を明らかにしなければならない。

3 附属機関等における公募委員の比率は、原則として30パーセント以上とする。

4 附属機関等の委員構成は、男女それぞれに偏りがないように配慮しなければならない。

(公募委員の選任等)

第10条 市は、公正な方法によって公募委員の選任等を行わなければならない。

2 市は、公募委員を選考する場合は、あらかじめ選考基準を公表しなければならない。また、選考結果をその理由とともに遅滞なく公表しなければならない。

(委員の選任等)

第11条 市は、附属機関等の委員の選任等の結果を、その理由とともに公表しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(附属機関等の委員の兼任と任期)

第12条 附属機関等の委員は、原則として他の附属機関等の委員を二つ以上兼ねることはできない。

ただし、臨時の、時限的に設置される附属機関等の委員については、そのほかに、一つに限り兼ねることができるものとする。

2 委員の任期は、原則として3期までとする。ただし、専門的知識又は技能を必要とする附属機関等の委員の場合は、この限りでない。

(附属機関等の答申等の尊重)

第13条 市は、附属機関等から提出のあった答申等を尊重しなければならない。

2 市は、前項の答申等が市政にいかされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない。

第4章 市民の意向調査

## (市民の意向調査)

第14条 市は、市政に係る重要な施策又は課題について、市民の意向を知る必要があると認める場合は、市民の意向調査を実施するものとする。

2 市民は、市に意向調査の実施を求めることができる。

3 市は、意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法について、あらかじめ公表しなければならない。

## 第5章 市民の提言制度

### (市民の提言制度)

第15条 市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。

2 市は、市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容、市民の意見の提示方法及び提出先並びに提示された意見の扱い方について、あらかじめ公表しなければならない。

3 市は、市民の提言方法について、多様な方法を保障しなければならない。

4 市民の意見の提示期間は、原則として1か月以上とする。

5 市は、市民の提言制度の実施結果及びその扱いについて、速やかに公表しなければならない。

## 第6章 市民投票

### (市民投票)

第16条 市は、市政に関する市民投票を行うことができる。

#### 一部改正〔平成21年条例12号〕

##### (投票資格者)

第17条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、規則で定めるところにより作成する投票資格者名簿に登録されているものとする。

（1） 年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、その者に係る市の住民票が作成された日（市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に記録されているもの

（2） 年齢満18歳以上の永住外国人で、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の規定による市の区域内への居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3か月以上経過しているもの

2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（1） 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者

（2） 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

#### 追加〔平成21年条例12号〕

##### (市民からの請求による市民投票)

第18条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の100分の13以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、市政の重要事項について市民投票を実施することを請求することができる。

2 前項の請求を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。ただし、市政の重要事項であつても、法令の規定により市民投票を行うこととされている事項である場合、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。

4 市長は、前項の規定により行う市民投票の実施に要する経費を、他の経費とは区別して、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。

5 市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。

6 第1項において、市民投票の実施を求める投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。

#### 追加〔平成21年条例12号〕

##### (市民投票の期日)

第19条 市長は、前条第3項の規定により市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。

追加〔平成21年条例12号〕

(情報の提供)

第20条 市長は、市民投票を実施するときは、当該市民投票に係る市政の重要な事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。

追加〔平成21年条例12号〕

(請求の制限)

第21条 この条例による市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第18条第1項の規定による請求を行うことができない。

追加〔平成21年条例12号〕

(投票結果の尊重)

第22条 市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。

追加〔平成21年条例12号〕

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成21年条例12号〕

## 第7章 市民と市との日常的な協働

(市民と市との日常的な協働)

第24条 市民及び市は、市民と市との日常的な協働を円滑に進めるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 市民の知識及び技能の市政への活用

(2) 市民による協働のための情報の市への自主的提供並びに市による市民情報の積極的収集及び市民との共有

(3) 市民相互の意見交換による、相違する市民間の意見の調整

一部改正〔平成21年条例12号〕

## 第8章 協働のための活動拠点

(活動拠点の設置)

第25条 市は、別に定めるところにより、日常的な協働のための拠点を設置するよう努めなければならない。

2 前項の拠点においては、市民個人及び市民グループ（NPO（民間非営利活動団体）を含む。）等からなる市民の組織が市と協働し、日常的な情報又は意見の交換を通して、その成果について、説明責任を果たし、健全なまちづくりを推進するものとする。

一部改正〔平成21年条例12号〕

## 第9章 市民参加推進会議

(市民参加推進会議の設置)

第26条 市は、この条例の適正な運用状況を審議するため、市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

一部改正〔平成21年条例12号〕

(推進会議の役割)

第27条 推進会議は、社会情勢の変動に留意しつつ、この条例の運用状況を審議し、条例の見直しを含め、市民参加と協働を推進するために必要な意見を市長に提言するものとする。

2 市長は、推進会議の提言及びこれに対する市長の意見を速やかに公表しなければならない。

一部改正〔平成21年条例12号〕

(推進会議の構成等)

第28条 推進会議の委員は12人以内とし、委員は、次の者をもって構成する。

(1) 市民（市内に住所を有する者に限る。） 5人以内

- (2) 市民団体代表（市内の地域団体等の代表） 3人以内
  - (3) 学識経験者 2人以内
  - (4) 市に勤務する職員 2人以内
- 2 前項第1号及び第2号の委員は、公募によるものとする。
- 3 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、推進会議を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成21年条例12号〕

(推進会議委員の任期)

第29条 推進会議委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成21年条例12号〕

(推進会議の運営)

第30条 推進会議の運営については、別に定める。

一部改正〔平成21年条例12号〕

第10章 雜則

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

一部改正〔平成21年条例12号〕

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(市民投票に関する条例の制定に向けた準備)

- 2 市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例12号〕

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に設置されている附属機関等の構成等については、第9条及び第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一部改正〔平成21年条例12号〕

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「 長期計画審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

を

「 長期計画審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
市民参加推進会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

に改める。

一部改正〔平成21年条例12号〕

付 則（平成21年3月16日条例第12号）

この条例は、平成21年9月1日から施行する。

## 小金井市市民参加条例施行規則

平成 16 年 3 月 4 日  
規則第 6 号改正 平成 17 年 2 月 18 日規則第 4 号  
平成 19 年 9 月 20 日規則第 36 号平成 19 年 3 月 30 日規則第 29 号  
平成 21 年 9 月 30 日規則第 34 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、小金井市市民参加条例（平成 15 年条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (市の会議)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する市の会議とは、条例第 2 条第 3 号に規定する附属機関等の会議をいう。

## (非公開の会議)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例（平成 14 年条例第 31 号。以下「情報公開条例」という。）第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

## (会議録等の非公開)

第 4 条 条例第 6 条第 3 項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

## (会議録作成の基本方針)

第 5 条 条例第 7 条第 1 号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

## (会議録の記載事項)

第 6 条 会議録（様式）には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第 11 号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とができる。

- (1) 会議の名称（附属機関等名）
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

## (会議録の公開の方法)

第 7 条 条例第 7 条第 1 号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

## (重要政策)

第 8 条 条例第 8 条に規定する附属機関等が審議する市的重要政策とは、小金井市基本構想に掲げられている政策等をいう。

## (公募委員)

第9条 条例第9条に規定する公募委員になることができる者は、原則として応募時に18歳以上であって、市内在住、在勤又は在学のものとする。

(公募の周知)

第10条 市長は、公募委員を募集する場合は、附属機関等の設置の趣旨、目的、所掌事項等を明確にした上で、市報等により市民に周知し、幅広く市民の参加が得られるよう配慮するものとする。

(公募委員の選考方法及び公表)

第11条 市長は、条例第10条の規定に基づく公募委員の選任に当たっては、関係職員による選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

2 選考委員会における公募委員の選考方法は、次の各号のいずれかから附属機関等の設置の趣旨及び目的に合った方法を選択するものとする。

- (1) 論文、作文等による選考
- (2) 面接選考
- (3) 書類審査
- (4) 抽選

3 前項の選考方法は、あらかじめ募集又は選考に係る要領等を策定の上公表し、適正かつ公平を期するよう配慮するものとする。

4 選考結果については、これを応募者に通知するとともに、市報等によりその結果及び理由を公表するものとする。

(公募委員が定員に満たない場合等の取扱い)

第12条 前条の規定にかかわらず、公募委員が定員に満たない場合又は応募者の中から選任できない場合は、関係団体からの推薦、市長からの就任要請等により適切に対応するものとする。

(附属機関等の委員の選任結果の公表)

第13条 条例第11条に規定する附属機関等の委員の選任結果の公表は、選任した委員名、選任理由等を明記して市報等により行わなければならない。

(公表方法等)

第14条 条例第13条第2項の規定による答申等が市政にいかされない場合の理由の公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。

2 市は、答申等を提出した附属機関等の委員に対し、前項の理由等を通知するものとする。  
追加〔平成19年規則36号〕

(意向調査の対象事項)

第15条 条例第14条第2項に規定する市民の意向調査の実施に当たっては、原則として意向調査の内容を所管する課に当該事項に関する附属機関等がある場合はその附属機関等に、附属機関等がない場合は条例第26条に規定する市民参加推進会議に意見を求めるものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・21年34号〕

(意向調査の公表)

第16条 条例第14条第3項に規定する市民の意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法についての公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(市民の提言制度の対象事項)

第17条 条例第15条第1項の施策原案は、次に掲げるものとし、その制定、改廃、策定等を行う場合において市民に提言を求めるものとする。

- (1) 次に掲げる条例の案
  - ア 市の基本的な制度を定める条例
  - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
  - ウ 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例
- (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等
- (3) 基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画
- (4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

追加〔平成19年規則36号〕

(適用除外)

第18条 前条の規定にかかわらず、施策原案が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第15条の規定による市民の提言制度は、適用しない。

- (1) 迅速又は緊急に定める必要があるため、市民の提言制度を実施することが困難なものであるとき。
- (2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関するものであるとき。
- (3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他の市民の提言制度を実施することを要しない軽微な変更を行うものであるとき。
- (4) 法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他市民の提言制度と同様の手続を行って定めるものであるとき。
- (5) 附属機関等が市民の提言制度に準じた手続を経て定めた報告、答申等に基づき定めるものであるとき。
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議して定めるものであるとき。

2 施策原案が前項第1号に該当する場合は、その理由を公表するものとする。この場合においては、次条第4項の規定を準用する。

追加〔平成19年規則36号〕

(事前の公表事項)

第19条 条例第15条第2項の規定に基づくあらかじめ公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策の名称及び内容
  - (2) 施策の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料
  - (3) 意見の提出先、提示方法及び提示期間
  - (4) 意見を提示することができるものの範囲
  - (5) 提示された意見の扱い方
  - (6) 検討結果の公表予定時期
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項第2号に規定する資料は、施策原案の趣旨、目的、概要その他の当該施策原案を理解するために必要な情報とする。
- 3 第1項第6号の検討結果の公表予定時期に公表できない場合は、その理由及び新たな検討結果の公表予定時期を公表しなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定による公表は、市長が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(意見の提示方法等)

第20条 市長が市民の提言を募集するときは、直接持参、郵便、ファクシミリ等できる限り提言する市民の利便を考慮した方法によるものとする。

- 2 意見を提出しようとする市民は原則として住所、氏名等を、法人その他の団体にあっては所在地、団体名、代表者の氏名等を明らかにしなければならない。
- 3 第1項の募集に係る市民の意見の提示期間は、条例第15条第4項に定める期間とし、意見の提示を求める施策等の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(検討結果の公表)

第21条 市長は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 提出された意見の全文（提出された意見がなかった場合にあっては、その旨）
  - (2) 提出された意見の検討結果及びその理由
- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第1号の提出された意見の全文に代えて、当該提出された意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合において、当該公表の後遅滞なく、当該提出された意見の全文を事務室への備付けその他の適当な方法により公表しなけ

ればならない。

3 前2項の規定により提出された意見の全文を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、情報公開条例第5条各号に規定する内容に該当するとき、その他正当な理由があるときは、当該提出された意見の全部又は一部を公表しないことができる。

4 第19条第4項の規定は、第1項の規定による公表の方法について準用する。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(市民及び市民団体選出委員の資格)

第22条 条例第28条第1項第1号に規定する市民及び同項第2号に規定する市民団体代表の委員となることができる者の資格は、条例第12条第1項の規定を準用するものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・21年34号〕

(市職員選出委員)

第23条 条例第28条第1項第4号の市に勤務する職員は、次に掲げる職にある者とする。

(1) 企画財政部長

(2) 総務部長

追加〔平成17年規則4号〕、一部改正〔平成19年規則36号・21年34号〕

(市民参加推進会議の運営)

第24条 市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 推進会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

追加〔平成17年規則4号〕、一部改正〔平成19年規則29号・36号〕

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成17年規則4号・19年36号〕

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に設置されている附属機関等の会議録の扱いについては、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行後に設置される附属機関等の会議録は、情報公開コーナーに据え置くものとする。

付 則（平成17年2月18日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後的小金井市市民参加条例施行規則の規定は、平成17年1月27日から適用する。

付 則（平成19年3月30日規則第29号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年9月20日規則第36号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条の規定は、この規則の施行の日以後の答申等から適用する。

3 改正後の第17条から第21条までの規定は、この規則の施行の日以後に実施する市民の提言制度から適用する。

付 則（平成21年9月30日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後的小金井市市民参加条例施行規則の規定は、平成21年9月1日から適用する。

様式（第6条関係）

## 小金井市市民参加条例概要

NO. 1

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
1章	総則	目的	1条		市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めるため、市政への参加及び協働について定める。	
		定義	2条		①市民参加 ②協働 ③附属機関等 ④市民の提言制度	
		基本理念	3条	1項	市政に役立つ情報の共有	
				2項	互いの意見が平等に扱われ、あらゆる市民の意向に配慮し、異なる意見も尊重する。	
		市の責務	4条	1項	説明責任	
				2項	応答責任	
				3項	他の自治体等と共同又は協力して行う事業で市民生活に影響を与えるものへの適用	
		市民の責務	5条		市民参加及び協働の目的を自覚し、市政運営が円滑に進むよう努める。	
2章	市政情報の公開	市の会議の公開	6条	1項	原則として公開する。	2条
				2項	非公開の会議は理由を明らかにする。	3条
				3項	非公開の会議の記録のうち非公開とするもの	4条
		情報公開手段の拡充	7条		①会議録の公開 ②広報紙等の拡充 ③情報公開施設の拡充 ④通信等情報伝達手段の充実	5条 6条 7条
3章	附属機関等への市民参加	附属機関等の設置	8条		市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする。	8条
				1項	公募委員を置かなければならぬ。	
		附属機関等の構成	9条	2項	公募委員を置かない場合は理由を明らかにしなければならない。	9条
				3項	公募委員の比率は30%以上とする。	10条
				4項	男女それぞれに偏りがないよう配慮する。	
		公募委員の選任等	10条	1項	公正な方法による公募委員の選任	11条
				2項	選考基準の公表、選考結果の公表	12条
		委員の選任等	11条		附属機関等の委員の選任結果の公表	13条
		附属機関等の委員の兼任と任期	12条	1項	他の附属機関等の委員を2つ以上兼ねることはできない。ただし、臨時的、時限的に設置される委員は、そのほかに1つに限り兼ねることができる。	
				2項	委員の任期は3期までとする。	
		附属機関等の答申の尊重	13条	1項	答申の尊重	
				2項	答申等がいかされない場合の理由の公表	14条
4章	市民の意向調査	市民の意向調査	14条	1項	市政に係る重要な施策又は課題について、意向調査を実施する。	
				2項	市民は市に意向調査の実施を求めることができる。	15条
				3項	意向調査の目的・内容・対象者及び結果の処理方法についてあらかじめ公表しなければならない。	16条

# 小金井市市民参加条例概要

NO. 2

章	章名	見出し	条 項	主な内容	施行規則 条項
5章	市民の提言制度	市民の 提言制度	15条	1項 市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。	17条 18条
				2項 市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容・意見の提示方法・提出先・提示された意見の扱い方についてあらかじめ公表しなければならない。	19条
				3項 多様な提言方法の保障	20条
				4項 意見の提示期間は1か月以上とする。	
				5項 提言制度の実施結果及びその扱いの公表	21条
6章	市民投票	市民投票	16条	市は、市政に関する市民投票を行うことができる。	2条
		投票資格者	17条	投票資格者は18歳以上の日本人と永住外国人	
		市民からの請 求による市民 投票	18条	1項 投票資格者名簿総数の100分の13以上の連署をもつて、市長に対して市民投票の実施を請求することができる。	19条 20条
				2項 市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。	11条 12条
				3項 市政の重要事項であっても、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。	
				4項 市民投票の実施に要する経費を、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。	
				5項 市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。	
				6項 投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。	15条
		市民投票 の期日	19条	1項 市長は、市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。	21条
				2項 告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。	22条
		情報の提供	20条	1項 市長は、市民投票に係る市政の重要な事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。	23条
				2項 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。	
		請求の制限	21条	市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について請求を行うことができない。	
		投票結果 の尊重	22条	市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。	
		規則への委任	23条	この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。	38条

※6章市民投票は「小金井市市民投票規則」

# 小金井市市民参加条例概要

NO. 3

章	章名	見出し	条 項	主な内容	施行規則 条項
7章	市民と市との 日常的な協働	市民と市との 日常的な協働	24条	留意事項 ①市民の知識及び技能の市政への活用 ②市民の情報の自主的提供、市の市民情報の積極的収集と市民との共有 ③市民相互の意見交換による市民間の意見調整	
8章	協働のための 活動拠点	活動拠点の 設置	25条	日常的な協働のための拠点の設置 活動拠点の運営等	
9章	市民参加 推進会議	市民参加推進 会議の設置	26条	設置の目的	
			27条	推進会議の役割 ①運用状況の審議 ②条例の見直し ③市長への提言	
		推進会議の 構成等	1項	提言及び市長の意見の公表	
			2項	12人の委員で構成	22条・ 23条
			3項	公募委員	
			4項	正・副委員長の設置	
		推進会議 委員の任期	1項	正・副委員長の任務	
			2項	任期2年・3期まで	
		推進会議の 運営	1項	補欠委員の任期	
			2項	推進会議の運営	24条
10章	雑則	委任	31条	施行に関し必要事項の規則への委任	
付則		施行期日	1項	規則に委ねる。	
			2項	市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ずるものとする。	
		経過措置	3項	現に設置されている附属機関等の9条及び12条の適用除外	
		特別職の給与に 関する条例の 一部改正	4項	推進会議委員報酬の規定	

# 小金井市

## 『市民の提言制度(パブリックコメント) 運用マニュアル』(案)

小金井市では、平成16年4月1日から市民参加条例を施行し、「市政の主役は、市民」のもと、「情報の共有」、「互いの信頼関係」を基本理念とし、市政情報の公開と市民参加を行ってきました。

市民の提言制度（パブリックコメント）は、条例第2条第4号にて、「市の施策原案に対する市民の書面等による意見の表示によって行う市民参加の方法をいう。」とされ、第15条で制度の扱いについて規定されています。

このたび、これまでの取り組みや先進市の事例を踏まえ、統一した運用指針として、小金井市『市民の提言制度（パブリックコメント）運用マニュアル』を定めました。

※条例、規則では「パブリックコメント」を「市民の提言制度」と規定しています。

## 市民の提言制度（パブリックコメント）の流れ

### ■パブリックコメントの対象【対象事項】

規則第17条

- 市の基本的、直接かつ重大な影響を与えるような条例、規則、計画、基本方針等

### ■パブリックコメントの対象外【適用除外】

規則第18条

- 緊急に定める必要があるもの、金銭の徴収や給付に関するもの、軽微なもの、答申等に基づき定めるもの等

### ■案・資料の公表（募集時に公表する事項）【事前の公表事項】

規則第19条

- 施策の名称及び内容・原案及び資料・意見の提出先、提示方法及び期間等

### 【公表方法】

規則第19条第4項

- 公表は、市長が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとします。

- 主管課、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）、公民館各館、福祉会館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センターでご覧いただけるほか、市ホームページでも公開します。

### ■市民からの意見提出【意見の提示方法等】

条例第15条第4項

- 市民の意見の提示期間は、原則として1か月以上

規則第20条

- 直接持参、郵便、ファクシミリ等できる限り提言する市民の利便を考慮した方法

- 原則として住所、氏名等を、法人その他の団体にあっては所在地、団体名、代表者の氏名等を明らかにしなければなりません。

### ■提出された意見の取扱い【意見の反映】

規則第21条

- 意見の全文、検討結果及びその理由を速やかに公表するものとします。

（全文に代えて意見を整理し、要約したものを公表することができます。ただし、全文を適当な方法により公表しなければなりません。）

意見に基づき反映

反映できない理由を整理

### ■提出された意見の公表【検討結果の公表】

規則第21条

- 公表は、市長が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとします。

## 目 次

- 
- 1 パブリックコメントとは何ですか。何のためにするのですか 1
- 
- 2 意見を提出することができるのは誰ですか 1
- 
- 3 パブリックコメントは誰が実施するのですか 2
- 
- 4 パブリックコメントの対象となる計画等はどのようなものですか 2
- 
- 5 例外はありますか 4
- 
- 6 施策案はいつ、何を、どのように公表すればいいのですか 6
- 
- 7 意見を求める期間はどれくらいですか 7
- 
- 8 市民等は、どのような方法等で意見提出ができるのですか 8
- 
- 9 出てきた意見等はいつ、どのように取り扱えばいいのですか 8
- 
- 10 パブリックコメントをするときに、その他注意すべき事項はありますか 10

# 市民の提言制度（パブリックコメント）運用マニュアル

## 1 パブリックコメントとは何ですか。何のためにするのですか

### ○小金井市市民参加条例

前文で「市民の市政への参加と協働についての手段を制度として具体化し、市民の望む市政が保障できるよう、小金井市市民参加条例を定め」、第1条目的で、「多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進める目的とする。」としています。そして、第2条第4項で「市民の提言制度 市の施策原案に対する市民の書面等による意見の表示によって行う市民参加の方法をいう。」としています。

パブリックコメントとは、パブリック（public）は「公衆」、コメント（comment）は「意見」の意味です。略して、パブコメと言われることがあります。

市民の提言制度（以下、「パブリックコメント」という。）は、市の重要な施策や条例などを策定するときなどに、事前にその案を広く公表し、市民等が意見を述べる機会を設けて、その意見を踏まえてより市民の望む施策、条例づくりをめざすとともに、意見に対する市の考え方を公表し、市の意思決定の説明責任を果たそうとする一連の手続を言います。

その目的は、市民本位の市政運営を円滑に進めることにあり、市民の市政への参加と協働、市民の望む市政が保障できる手段となります。

なお、この制度は、市の施策等の案に対しての意見等を伺うものであり、その案の賛否を決めるものではありません。

## 2 意見を提出することができるのは誰ですか

### ○小金井市市民参加条例

（基本理念）

### 第3条

2 積極的には発言しない市民のみならず、市内に居住する未成年者、市内に通勤もしくは通学する者、市内に事務所もしくは事業所等の活動拠点を有する法人その他の団体又は市内に暮らす外国籍を有する者

条例第3条基本理念において市民参加及び協働にあたっての市民を上記のように定義しています。この手続においても、市内に住所を有する市民に限定するのではなく、幅広く多様な意見等を得るために、在勤、在学の人、市内に事業所などを持つ個人、法

人、団体等をはじめ、関係する事案の利害関係者も含むものとし、広義な意味での市民等が参加できるものと解します。

### 3 パブリックコメントは誰が実施するのですか

○小金井市市民参加条例  
(市民の提言制度)

#### 第15条 市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度

パブリックコメントを実施する市とは、市長、教育委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、農業委員会など行政委員会を含みます。ただし、議決機関である議会は除きます。

また、附属機関等については、市が報告や答申を受けた後、パブリックコメントを実施することになりますが、この場合、意見等があつて案を変更することは、制度上は問題がないのですが、報告や答申を尊重すると、パブリックコメントで寄せられた意見等の採用が慎重にならざるを得なくなり、制度自体の有効性を制限するおそれがあります。このため、附属機関等において、報告や答申の前にパブリックコメントを実施することを可能とします。

### 4 パブリックコメントの対象となる計画等はどのようなものですか

○小金井市市民参加条例施行規則  
(市民の提言制度の対象事項)

#### 第17条 条例第15条第1項の施策原案は、次に掲げるものとし、その制定、改廃、策定等を行う場合において市民に提言を求めるものとする。

##### (1) 次に掲げる条例の案

- ア 市の基本的な制度を定める条例
- イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
- ウ 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例

##### (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等

##### (3) 基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画

##### (4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等

##### (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

計画等がパブリックコメント手続の対象であるかどうかは、計画等の担当課が、この条例の趣旨及び規定に基づいて判断します。

#### (1) 次に掲げる条例の案とは

条例とは、日本の現行法制において地方公共団体が国の法律とは別に定める自主法であり、その制定、改廃、策定等について市民の意見を取り入れていくことが、本制度の趣旨です。

まず、「基本的な制度を定める条例」とは、○○基本条例、行政手続条例などの市政全般についての理念や、基本方針などを定めるものをいいます。

「市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例」とは、その条例が制定又は改廃されること等に伴い、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与えるものをいいます。従って、組織条例、給与に関する条例など行政内部のみに適用されるものは除かれます。

「市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例」とは、市民等に対し、具体的に「○○しなければならない」という義務を課したり、あるいは「○○してはならない」と行為を制限したりするものをいいます。

#### (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等とは

条例と同様に規則又は要綱等が制定、改廃されることなどに伴い、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与えるものをいいます。

#### (3) 基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画とは

総合計画や総合計画に基づいて定められる個別行政分野における施策の基本方針や計画など市の将来の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的事項を定める計画をいいます。具体的には、基本構想、基本計画、行財政改革大綱、地域防災計画、障害者計画、地域福祉計画、芸術文化振興計画、環境基本計画、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等のように市政全般についての理念や、基本方針等を定めるものをいいます。

#### (4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等とは

市民憲章、男女平等都市宣言、非核平和都市宣言、世界連邦平和都市宣言のように市政全般についての理念等を定めるものをいいます。

## 5 例外はありますか

### ○小金井市市民参加条例施行規則

(適用除外)

第 18 条 前条の規定にかかわらず、施策原案が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 15 条の規定による市民の提言制度は、適用しない。

(1) 迅速又は緊急に定める必要があるため、市民の提言制度を実施することが困難なものであるとき。

(2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関するものであるとき。

(3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他の市民の提言制度を実施することを要しない軽微な変更を行うものであるとき。

(4) 法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他市民の提言制度と同様の手続を行って定めるものであるとき。

(5) 附属機関等が市民の提言制度に準じた手続を経て定めた報告、答申等に基づき定めるものであるとき。

(6) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会に付議して定めるものであるとき。

2 施策原案が前項第 1 号に該当する場合は、その理由を公表するものとする。この場合においては、次条第 4 項の規定を準用する。

(1) 迅速又は緊急に定める必要があるため、市民の提言制度を実施することが困難なものであるときとは

緊急迅速な決定が必要であり、あらかじめ案を公表して意見を求めることが困難な場合です。なお、合理的な理由なく市の都合のみによって手続を行わないことは、あってはならないことです。

(2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関するものであるときとは

市の歳入歳出予算を踏まえて制度の検討を行う必要があるため、これに対して提出された意見を考慮して意思決定することが困難であり、パブリックコメントになじまないと考えられることから、原則適用除外とするものです。

(3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他の市民の提言制度を実施することを要しない軽微な変更を行うものであるときとは

本来、パブリックコメントの対象とされる条例等の改正などが、国の法令などの改正で内容等について定められ、裁量の余地がない場合や、基本的な事項や考え方方に大幅な改正を伴わない場合、市民生活又は事業活動に影響がない場合をいいます。

(4) 法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他市民の提言制度と同様の手続を行って定めるものであるときとは

法令等により、縦覧等の手続が義務付けられているものをいいます。

(5) 附属機関等が市民の提言制度に準じた手続を経て定めた報告、答申等に基づき定めるものであるときとは

附属機関等の報告、答申後では、報告や答申を尊重するため、市民等の意見を反映させにくくなるおそれがあります。

このため、附属機関等の審議過程において、パブリックコメントを実施いただき、市民等の意見を反映させて報告、答申をすることが考えられますが、この場合において変更がないまたは、軽微な変更の場合は市が再度パブリックコメントをする必要はありません。

(6) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会に付議して定めるものであるときとは

直接請求は、50 分の 1 の署名で行われるものですから、直接請求に対して本条例を適用することは、上位法である地方自治法を侵すことにつながります。また、直接請求そのものが、行政が立案した条例ではなく、選挙権を有する市民の 50 分の 1 以上の連署を持って請求されたものであり、民意が反映されているとみなします。

(7) 施策原案が前項第 1 号に該当する場合は、その理由を公表するものとする。この場合においては、次条第 4 項の規定を準用するとは

迅速又は緊急に定める必要があるため、パブリックコメントを実施することが困難なものとした場合は、その理由を公表するものとし、指定する場所での閲覧又は配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとします。

## 6 施策案はいつ、何を、どのように公表すればいいのですか

### ○小金井市市民参加条例

(市民の提言制度)

#### 第 15 条

2 市は、市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容、市民の意見の提示方法及び提出先並びに提示された意見の扱い方について、あらかじめ公表しなければならない。

### ○小金井市市民参加条例施行規則

(事前の公表事項)

第 19 条 条例第 15 条第 2 項の規定に基づくあらかじめ公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策の名称及び内容
  - (2) 施策の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料
  - (3) 意見の提出先、提示方法及び提示期間
  - (4) 意見を提示することができるものの範囲
  - (5) 提示された意見の扱い方
  - (6) 検討結果の公表予定時期
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項第 2 号に規定する資料は、施策原案の趣旨、目的、概要その他の当該施策原案を理解するために必要な情報とする。
- 3 第 1 項第 6 号の検討結果の公表予定時期に公表できない場合は、その理由及び新たな検討結果の公表予定時期を公表しなければならない。
- 4 第 1 項及び前項の規定による公表は、市長が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

施策案の公表は、特に定めはありませんが、施策案が決定した後速やかに行います。

(主管課、情報公開コーナー、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎 1 階）、公民館各館、福祉会館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センターほか、市ホームページ（「現在募集中のパブリックコメント」）でも公開します。

公表する基本的事項は、上記のとおりですが、施策案を公表するにあたっては、市民等がその案件について内容を十分理解し、適切な意見を提出できるように、わかりやすさを心がけるとともに、案だけでは十分理解できない場合には、関係資料及び関連情報を併せて提供します。

なお、「施策案を理解するために必要な資料」の例は、次のとおりです。

- ・施策案の概要（「案」を立案するに際して整理した論点等を含む。）
- ・根拠法令
- ・施策の策定又は改定にあたっては、上位の計画等の概要
- ・施策の実施により生じることが予測される影響の程度及び範囲
- ・その他必要な資料

なお、検討結果の公表予定時期に公表できない場合は、その理由及び新たな検討結果の公表予定時期を公表しなければなりません。

## 7 意見を求める期間はどれくらいですか

○小金井市市民参加条例

（市民の提言制度）

第 15 条

4 市民の意見の提示期間は、原則として 1 か月以上とする。

○小金井市市民参加条例施行規則

（意見の提示方法等）

第 20 条

3 第 1 項の募集に係る市民の意見の提示期間は、条例第 15 条第 4 項に定める期間とし、意見の提示を求める施策等の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

意見の提出期間の「1 か月」は目安であり、施策の各担当課等の長が、市民等が意見を提出するために必要な時間を十分確保した上で、意思決定を行うまでのスケジュールを考えて適宜定めます。従って、計画等を策定する場合は、意見の提出期間の 1 か月及び、意見の処理に要する期間を見込んで最終的な意思決定を行えるよう、余裕を持ったスケジュールを定めるものとします。

ただし、緊急の必要がある場合、その他やむを得ない理由があるときは、この限りではありません。

## 8 市民等は、どのような方法等で意見提出ができるのですか

○小金井市市民参加条例

(市民の提言制度)

第 15 条

3 市は、市民の提言方法について、多様な方法を保障しなければならない。

○小金井市市民参加条例施行規則

(意見の提示方法等)

第 20 条 市長が市民の提言を募集するときは、直接持参、郵便、ファクシミリ等できる限り提言する市民の利便を考慮した方法によるものとする。

2 意見を提出しようとする市民は原則として住所、氏名等を、法人その他の団体にあっては所在地、団体名、代表者の氏名等を明らかにしなければならない。

意見の提出方法は、氏名（団体名及び代表者名）・住所（事務所の所在地）及び施策名称を明記し、直接又は郵送、ファクシミリ、市ホームページ専用フォーム（添付ファイルは除く。）とし、提言を募集する際に明示することとします。その他、年齢または年代については、様々な世代の参加の推進と多様な意見を尊重するため、原則記入していただきます。なお、施策等を考慮する上で必要な場合は、性別等についても記入していただくこととします。

意見を提出する際に住所、氏名等を記入してもらうのは、提出する意見に責任を持っていただくためです。

意見等は原則日本語によることとしますが、他の言語での提出の際は、日本語訳の添付を求めるものとします。また、障がいをお持ちの方から相談があった場合は個別適切な対応を行うこととします。

## 9 出てきた意見等はいつ、どのように取り扱えばいいのですか

○小金井市市民参加条例

(市民の提言制度)

第 15 条

5 市は、市民の提言制度の実施結果及びその扱いについて、速やかに公表しなければならない。

○小金井市市民参加条例施行規則

(事前の公表事項)

## 第19条

3 第1項第6号の検討結果の公表予定期間に公表できない場合は、その理由及び新たな検討結果の公表予定期期を公表しなければならない。

(検討結果の公表)

第21条 市長は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 提出された意見の全文（提出された意見がなかった場合にあっては、その旨）
- (2) 提出された意見の検討結果及びその理由

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第1号の提出された意見の全文に代えて、当該提出された意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合において、当該公表の後遅滞なく、当該提出された意見の全文を事務室への備付けその他の適当な方法により公表しなければならない。

3 前2項の規定により提出された意見の全文を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、情報公開条例第5条各号に規定する内容に該当するとき、その他正当な理由があるときは、当該提出された意見の全部又は一部を公表しないことができる。

4 第19条第4項の規定は、第1項の規定による公表の方法について準用する。

パブリックコメントの実施結果及びその扱いについては、速やかに公表しなければなりません。しかし、公表予定期間に公表できない場合は、その理由及び新たな検討結果の公表予定期期を公表しなければなりません。

市は提出された意見等を十分考慮して、施策等について最終的な意思決定を行いますが、提出された意見を必ず採り入れるということではなく、提出された意見を十分考慮して、施策を策定することになります。

パブリックコメントの手続は、施策案をより良いものにするために行うものです。したがって、賛否の結論だけを示した意見や施策案に直接関係のない意見等については、検討結果や市の考え方等は示す必要はないのですが、基本は広く市民等の意見を取り入れ検討することは言うまでもありません。また、市民からの意見は公表が原則ですが、個人情報や第三者を誹謗中傷するものなどの事項については、全部又は一部を公表しないことができます。なお、氏名等の記載のない意見は「市民の提言制度」としては取り扱えませんので公表しません。

なお、パブリックコメントの実施方法自体に対する意見等への対応としては、制度自体やその運営等の改善に反映させる必要がありますので、企画政策課にその内容を

連絡してください。

また、必要に応じ、提出された意見の全文に代えて、当該提出された意見を整理し、又は要約したものを公表することができます。この場合において、当該公表の後遅滞なく、当該提出された意見の全文を事務室への備付けその他の適当な方法により公表しなければなりません。

提出された意見数が多い場合や、類似の意見が何件もある場合などにおいては、意見等の概要の公表や、「他に同じ趣旨の意見○○件」のように集約するなど整理した形で公表してもよいこととします。

市の考え方を公表するときは、施策案を公表する場合に準じることとしますが、考え方を示すにあたっては、市民等にとってわかりやすい表現に努めます。

なお、市報にて検討結果を公開する旨の記事の掲載並びに、ホームページ上の「**公募終了のパブリックコメント・検討結果**」に結果を掲載し、原則5年間は閲覧できる状態とします。

#### 10 パブリックコメントをするときに、その他注意すべき事項はありますか

市ホームページでは、パブリックコメントのメニューにおいて、「現在募集中のパブリックコメント」、「パブリックコメント実施予定の施策等」、「公募終了のパブリックコメント・検討結果」、「パブリックコメントの実施状況」を公開しています。

各パブリックコメント手続の実施案件や実施状況を一覧にすることにより、いつどこでどのような案件についてパブリックコメント手続を行っているのか、市民が一覧で知ることができるよう、ホームページの更新行ってください。特に、検討が終了し市ホームページに結果を公表する場合は、「各課の最新情報」に掲載するとともに「**公募終了のパブリックコメント・検討結果**」にも同時に掲載してください。



## 小金井市〇〇〇〇計画（案）に対する意見募集（例）

市では、

のため、小金井市〇〇〇〇計画（案）を策定しましたので、市民参加条例第15条の規定に基づき、市民の皆さんのお意見を募集します。

- 施策名称 小金井市〇〇〇〇計画（案）  
○対象 市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所や事業所を有する法人またはその他の団体  
○提出期間 平成〇年〇月〇日（　）～〇月〇日（　）  
○検討結果の公表等

平成〇年〇月（予定）。寄せられたご意見等は、原則として住所・氏名等を除き公開させていただきます。また、意見等に対する個別的な回答は行いません。検討を終えたときは、意見等の内容及び検討結果とその理由を公開します。

なお、個人情報や第三者を誹謗中傷するもの、施策案に直接関係のないものに対しては、公表しない場合があります。

また、賛否の結論だけを示したものについては、検討結果や市の考え方等は示しません。

- 配布場所等 計画（案）は、〇課（市役所 庁舎 階）、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）、公民館各館、福祉会館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター、東小金井駅開設記念会館でご覧いただけるほか、市ホームページでも公開しています。（※他の配付施設については適宜主管課で判断してください。）

- 提出方法 住所（事務所の所在地）・氏名（団体名及び代表者名）・年代（年齢）・施策名称を明記し、直接または郵送、ファックス、電子メール（添付ファイルでの受け付けはできません。）で下記へ送付してください。なお、匿名での提出はできません。  
また、原則日本語によることとしますが、他の言語での提出の際は、日本語訳を添付してください。

用紙は、市ホームページからもダウンロードが可能です。

- 問い合わせ先 小金井市〇部〇課〇係  
〒184-8504 小金井市本町6-6-3  
(電話) 042-387-9800  
(FAX) 042-387-1224  
(電子メール) s010199@koganei-shi.jp



送り状は不要です。このまま送付してください。

(送付先) 小金井市〇部〇課〇係

(電話) 042-387-〇〇〇〇

(FAX) 042-387-〇〇〇〇

(提出期限) 平成〇年〇月〇日(〇)

住 所	〒	
氏 名	ふりがな（匿名不可）	年齢（年代）
施策名	〇〇〇〇計画（案）	
ご意見	※「〇〇〇〇計画（案）」のページ数などを明示のうえ、ご意見をお寄せください。	

# **米子市市民参画推進指針**

－市民と行政が協働するまちづくりを目指して－

米 子 市

平成17年4月

## 目 次

<b>第1 市民参画の必要性</b>	.....	3
<b>第2 市民参画指針の考え方</b>	.....	3
<b>第3 市民参画推進のための条件</b>	.....	4
1 情報提供と情報収集		
2 行政手続と行政運営の透明性の確保		
3 職員の意識改革		
4 市民との連携		
<b>第4 行政運営の各段階に応じた市民参画の推進</b>	.....	5
1 施策の計画段階における市民参画		
2 施策の実施段階における市民参画		
3 施策の評価・管理運営段階における市民参画		
<b>第5 市民参画の推進による効果</b>	.....	5
1 広範な市民からの意見や情報の提出		
2 市民主体のまちづくり		
3 透明で信頼される市政の実現		
4 市政運営の円滑化		
<b>第6 市民参画推進の具体的な取り組み</b>	.....	6
1 情報の共有化を図るための取り組み		
2 計画的な市民参画の取り組み		
3 職員の意識改革への取り組み		
4 市民団体などとの協働への取り組み		
<b>第7 市民参画を推進するための主な手法</b>	.....	7
1 審議会、委員会等（公募制）	.....	7
2 アンケート調査	.....	7
3 ヒアリング	.....	8
4 モニター	.....	8
5 意見、作文、アイディア等の募集	.....	8
6 シンポジウム、フォーラム	.....	9
7 サロン	.....	9
8 公聴会、住民説明会、ふれあい説明会	.....	9
9 パブリックコメント	.....	10
10 ワークショップ	.....	10
<b>資料1 市民参画推進イメージ図</b>	.....	12
<b>資料2 パブリックコメントの基本的な流れ</b>	.....	13
<b>資料3 ワークショップの基本的な流れ</b>	.....	14

## **第1 市民参画の必要性**

市民の価値観や生活様式の多様化、産業構造の変化、少子・高齢化の進行、高度情報社会の急速な進展、地球的規模での環境保全意識の高揚など大きな社会環境の変化が予想以上の速度で進行しています。

さらに、地方分権の推進により、各自治体においては、今まで以上に地域自らの主体的なまちづくりが求められ、市民の価値観も「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化しているなかで、複雑化・多様化・高度化する市民意識に対応する必要が出てきました。

このため、施策形成過程などへの市民の広範な参加を促し、市民の期待や意見に鋭敏かつ誠実に対応していくことが重要になっています。

本市では、第7次米子市総合計画において市政への市民参画の推進を掲げ、市民参画の充実を図るため、市が設置する審議会、委員会などにおける委員の選任基準を見直すなど、施策形成過程に幅広い市民の参画が得られるよう努めてきています。

今後、さらに市民意識や価値観の変化に応じた施策などを展開するために、的確に市民ニーズを把握し、施策などに反映することが重要になります。

このため、市政運営の重要な柱の一つとして市民参画を位置付け、施策形成過程などへの市民参画の推進を図りながら、市民ニーズに基づく公益的サービスの提供や市民が主体となったまちづくり活動など市民と行政が協働するまちづくりの推進に努めることとします。

## **第2 市民参画指針の考え方**

この指針は、各部署における様々な施策形成過程などに市民参画の手法を取り入れ、その定着を促すために策定したガイドラインです。

今後、各部署において施策形成過程などへの市民参画の推進を図るために、市民参画の必要性や効果をまとめるとともに具体的な市民参画の主な手法を提示しています。

なお、実際の取り組みに当たっては、各手法の特徴、留意事項・課題などを勘案し、手法を組み合せるなどの創意工夫をしながら実施する必要があります。

### **第3 市民参画推進のための条件**

#### **1 情報提供と情報収集**

市民参画によるまちづくりを進めていくためには、市が早い段階で施策形成過程などの情報を市民に提供し、情報の共有化を図りながら、市民が市政に関心がもてるようになります。

そのために、各種施策などの経過、市政の課題などを広報紙、ホームページ、説明会、報道機関への情報提供などの多種多様な広報媒体を通じて提供するとともに、市民からの意見や情報の収集方法について工夫を図っていくことが必要です。

#### **2 行政手続と行政運営の透明性の確保**

行政が市民の信頼を得るためにには、行政手続や行政運営の透明性を確保する必要があります。本市には、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とした「米子市行政手続条例」があり、また、市民の知る権利や市の説明責任を明示した「米子市情報公開条例」があります。これらの条例を適正に運用し、行政の意思決定について、その内容、経過を市民に明らかにし、公正と透明性及び市民の知る権利と市の説明責任を確保することが必要です。

#### **3 職員の意識改革**

市民参画を進めていくためには、職員一人ひとりの意識が極めて重要であり、すべての職員が市民と協働してより良いまちをつくっていこうという意識をもつことが必要です。市民から有用な意見を提出してもらうには、今まで以上に資料やデータを整理し、わかりやすく情報を提供する努力が必要ですし、意見に対して適切に対応（説明）することも必要です。そのためには、各職場の職員が市民参画の必要性を理解し、計画策定や事業などに取り組むことが必要です。

#### **4 市民との連携**

住みよいまちづくりのためには、的確に市民ニーズを把握し、施策に反映することが重要です。これまでも進めてきましたが、更に市民と行政が対等の立場でお互いの役割分担を明確にしながら連携を図ることが必要です。

## **第4 行政運営の各段階に応じた市民参画の推進**

### **1 施策の計画段階における市民参画**

施策形成過程において、様々な方法で市民参画を求めるることは、市民の事業に関する理解を促し、市民の多様な意見を各種の計画や事業に反映させることができます。手法によっては、市民全体に理解を得ることを目的とする場合や特定の個人あるいは地域・グループなどの市民の意見を集約する目的のものがあり、その利用についても、事業などの内容によって選択することが必要です。

### **2 施策の実施段階における市民参画**

実際に事業を実施している段階においても、市民の理解の促進につなげるため、例えば、シンポジウムやフォーラムなどの開催、より具体的で詳細な提案（例えば、公園整備では、樹木・遊具の種類や配置など）を求めるためのワークショップなどを実施することが必要です。

### **3 施策の評価、管理運営段階における市民参画**

施策の決定や事業の完了後においても、施策の評価や施設などの利用形態・維持管理などをワークショップ、モニターなどを活用し、市民と行政の役割分担を合意した協働関係の構築や、事業の効果、市民の満足度を調査するなどして、今後の事業の展開や見直しの資料とすることが必要です。

## **第5 市民参画の推進による効果**

### **1 広範な市民からの意見や情報の提出**

行政の職員がある分野における専門家であるとしても、施策形成過程などにあたって、意見や情報が多様でより多く寄せられることが望ましく、広範な市民（学識経験者や利害関係者を含む。）から意見や情報を得ることができます。

### **2 市民主体のまちづくり**

これまでの施策に対しては、施策の決定後に市民が意見を述べてきたと言えます。行政の施策形成過程などにおいて、市民の意見提出の機会を充実することで市民主体のまちづくりを図ることができます。

また、市民意見に対する応答や市民意見の施策案への反映により、市民の行政への参加意識の向上も期待できます。

### **3 透明で信頼される市政の実現**

市民から有用な意見や情報を得るためにには、施策決定前の段階で情報提供を行う必要があります。また、市民意識に対しては、行政として説明責任を果すことが必要となります。

市民と行政が情報を共有し、行政が施策形成過程などでの説明責任を果たすことで、より透明で市民から信頼される市政の実現を図ることができます。

## **4 市政運営の円滑化**

利害関係者のみならず広く市民のニーズや意向を反映した市政運営ができるとともに、行政がなぜこのような決定を行ったのかを市民が事前に知ることができることから、実際の執行にあたっても、市民の理解や協力を得やすいなど、円滑な市政運営を図ることができます。

## **第6 市民参画推進の具体的取り組み**

市民の意見や提案を尊重した行政運営のためには、形式的な市民参画ではなく、施策形成過程などの段階から、市民とともに計画などの素案を作成するなど、まちづくりの実践の場で市民と行政が情報を共有し、共に創造していくことが重要となります。また、行政が、広範な市民の声を市民に見える形で計画などに反映させることは、市民への説明責任の向上にもつながると言えます。これらを踏まえ、施策形成過程などに対する市民参画を図るための具体的な取り組みを実施します。

### **1 情報の共有化を図るための取り組み**

広報紙、ホームページ及び報道機関への情報提供などを通じて積極的に市民に対し情報発信を図るため、各部からメンバーを選出した「市民情報発信検討チーム(仮称)」を設置します。

### **2 計画的な市民参画の取り組み**

計画策定、事業実施などにおいて、計画的に市民参画を推進するための「市民参画推進計画書(仮称)」を策定します。

### **3 職員の意識改革への取り組み**

すべての職員が市民参画の意義、市民参画の手法などを学習するための研修などを実施します。

### **4 市民団体などとの協働への取り組み**

自らの住む地域を自らの意志でより良くするために、主体的にまちづくりを推進する市民団体などと行政が、公益的活動などでお互いが役割分担を合意し、共通の目標に向けて連携を図る協働事業などの具体化方策を検討します。

## 第7 市民参画を推進するための主な手法

### 1 審議会、委員会等(公募制)

審議会は、複数の委員で構成される比較的少人数の合議制の機関で、法令、条例、要綱等に基づき、審査や諮問、調査等の目的で設置するものです。

委員会・協議会は、審議会と類似するもので、特定の事業等について、広く利害関係者や学識経験者の意見を聴取するものです。

計画や条例等の制定過程で、会議運営及び審議過程の民主制の確保、学識経験者等の専門知識の導入、関係者の利害関係の調整など、自治体政策の合理性を担保するため導入される一般的な手法です。

#### 特徴

従来の審議会等は専門的知識、経験の活用が主流でしたが、社会情勢の急速な変化や市民ニーズの多様化とあいまって、市民意見、市民ニーズをいかに反映させるかが課題となっています。

このため、人選の公正さを確保しつつ、地域住民の幅広く多様な意見を積極的に行政に反映させるため、審議会等の委員の選出に公募制を設けて広く市民参加を求める手法がとられる傾向にあります。

また、学識経験者で構成される場合であっても、事案によっては、住民や関係団体等のヒアリングを通じて住民側の意見を反映させる工夫が必要です。

#### 留意事項・課題

- ・利害関係者を構成員とする場合、一見「代表性」を確保しているようであるが、各委員が構成員の意見を聞いて決定の場に臨むわけではないことから、必ずしもすべての市民の直接の意見を反映したものではありません。

- ・利害の対立する市民相互の調整のなかで合意を得る手法ではないため、行政が利害関係者から個別に意見を聴取し、行政案を修正するにとどまるという限界があります。

### 2 アンケート調査

アンケート調査は、各種事業の計画段階などで、最もよく用いられる方法です。あらかじめ用意した設問を多数の対象者に、原則として紙で配付して回答を得る調査方法が一般的で、住民のニーズ、意見などの情報を収集する重要な手段の一つです。

実施に当たっては、設問から得られる情報は目的を達成するためにどの程度役立つか、どこまで詳細な情報を必要としているのか、望ましい情報を他でも得ることができるのかなど、第一に、調査目的を明確にしておかなければなりません。

#### 特徴

- ・一度に多くの調査対象から収集することができます。
- ・設問が選択式の調査では、一定の質問事項について同じ条件で調査できるうえ、一定の設問に対して多数の回答があると、その回答から全体の状況を判断することができます。
- ・回答者の意識が高い場合に、自由意見欄を設けると、回答者の意見を正しく抽出できます。
- ・設問の仕方を工夫し、分析者の能力が高い場合には、かなり高度の調査ができます。
- ・回答が明確に残るので、あとの分析を的確に行うことが可能です。

#### 留意事項・課題

- ・目的が不明確な場合や無記名式の場合など、回答者の意識によっては、回答内容の信頼度が低くなります。(記名式と無記名式とでは回答内容が異なったりします。)
- ・質問の仕方によっては、設問の主旨が正しく伝わらずに回答されることがあります。
- ・質問の仕方によるが、設問に限界があります。
- ・的を射た設問と的確な分析には知識、経験が必要で、その能力で調査内容のレベルに差が出ます。
- ・知識、経験が少ない領域で適切な設問を作成しようとすると、設問作成に時間を要します。
- ・自由意見の割合を多くすると、取りまとめや分析が大変です。

### 3 ヒアリング

団体、グループや個人に対し聴き取りする方法であり、アンケートと並んで各種行政計画の策定過程でよく用いられている手法です。聴き手としては、職員が行う場合や外部協力者（市が依頼した調査員）が行う場合などがあります。

#### 特徴

聴き手と調査員が直接面談することから、相手に調査の趣旨を説明しやすく、かつ、対象者の意見を詳しく聞くことができます。また、市民と行政との交流を深めるきっかけとなります。

#### 留意事項・課題

ヒアリングでは、ヒアリング対象者の選定からはじまって、ヒアリングを行う場所の確保、時間の調整、対象者の出欠確認などが必要です。また、一度にヒアリングできる時間・内容にも限りがあり、あらかじめヒアリング内容を十分検討しておく必要があります。

### 4 モニター

公募した市民を「市政モニター」や「環境モニター」など目的に応じて登録し、市政などに関する意見を聴取したり、関連会議への出席を求めたりするもので、ある一定期間のなかでヒアリング対象となる市民・団体等の意見を複数回以上求めるものです。

#### 特徴

様々な立場の市民の意見を聴取することができ、行政では考えつかなかった意見や把握しにくかった実態を知ることができます。また、市民の意見を十分に聴いたり、議論することができるため、より市民の立場に立った行政運営ができます。市民としては、自分の意見を行政に直接述べることができることから、参画したという充実感があります。

#### 留意事項・課題

モニターのマンネリ化を避けるため、モニターの選定方法について十分検討する必要があります。また、一般的に成人市民をモニターとして募集しているが、小・中学校や高校生、大学生、市内事業所に勤務する市外居住者などをモニターとして活用するなど幅広い層の意見を聴取することも重要です。

### 5 意見、作文、アイディア等の募集

テーマを決めて、市民から意見、作文、アイディアなどを募集するものです。募集方法は、市報、チラシ、ポスター、ホームページ等で広報するほか、学校、事業所、各種団体等に呼びかける方法もあります。

#### 特徴

作文の場合は、具体的な意見や考えを読み取ることができます。イラスト、アイディアの場合は、印象深い優れた作品や思いがけないアイディアを発掘することができます。

イラストの場合は、計画書や概要版・パンフレット等に作品を掲載することによって、市民の関心が高まり、市政への市民参画を促すことにも役立ちます。

道路や公共施設などの愛称名の募集などは、愛称が広く市民に親しまれることから、近年採用する事例が増えています。

また、各種行政計画などの策定委員会（公募制）の委員選出方法として作文を募集する場合もあります。

#### 留意事項・課題

一般的に選考作品に賞金や記念品を出すことが多いですが、このような金品の取り扱いについてはあらかじめ十分に検討しておく必要があります。その一方で、テーマによっては、応募数を確保すること自体が困難なこともあることから、募集内容に応じて最も効果的な応募方法を選択する必要があります。

作品の選択にあたっては、あらかじめ選考基準を明確にしておかないと、選考結果に苦情が出される場合もあります。また、選考から漏れた作品をどう取り扱うか（返却するのか、何らかの方法で活用するのか等）ということについても検討しておく必要があります。市民が一生

懸命に書いた（描いた・考えた）作品を何とか活用していこうというスタンスが大切です。

## 6 シンポジウム、フォーラム

シンポジウム、フォーラムとも、公開の場で意見を述べ議論する方法です。シンポジウムとは、一つのテーマについて何人かのパネリストが意見を述べ、議論する検討会のことであり、フォーラムとは、公開の討論会や座談会のことです。シンポジウムやフォーラムを開催する場合、その企画から運営までを市民の手に委ねる実行委員会方式も増えつつあります。

### 特徴

多くの人の意見を聞くことができ、かつ、議論に参加できるため、多くの人々の意識を高め、共通認識ができる機会となります。シンポジウム、フォーラムを数回にわたり開催すれば、市民の意識啓発を継続的・発展的に行うことができ、計画趣旨等の宣伝効果が得られます。

### 留意事項・課題

開催場所の確保もさることながら、多くの市民の参加を期待するのであれば開催日時の設定、討議テーマの設定、パネリストの選定について十分検討する必要があります。

また、シンポジウム・フォーラム開催会場のロビーにパネル展示やビデオ映写を行うなど、会場を訪れる人々の関心を集め、かつ意識啓発につながるような工夫をすることも重要です。

## 7 サロン

サロンとは、大広間や文化的・社会的集まりという意味です。市民参画の手法としては、自由参加による自由討議の場という意味になります。

ワークショップと同様に、あるテーマについて任意の市民が参加し、自由な討議を重ねることによって、多種多様な意見を効率的に集約できます。

### 特徴

自由討議のため届託のない議論が展開でき、その結果として合意形成できれば、出席者同志の信頼関係が生まれます。また、当初の目的終了後も地域の問題を話し合う場として存続させ、事業実施段階における市民参画のきっかけづくりとして機能させることもできます。

### 留意事項・課題

自由討議のため意見の食い違いや議論が散漫になる可能性もあります。また、当初は実態に即かない相当無理な議論になることもあります。行政がそれに根気強くつきあって、市民との間に信頼関係を築くことができるかが重要です。

## 8 公聴会、住民説明会、ふれあい説明会

公聴会は、行政が広く市民の意見を求め、それに市民が意見を述べる方法で、一般に法律上開催を義務づけられた公式的な意見聴取の場を指します。

住民説明会は、一般に行政が市民に対し事業決定の前に考え方を説明し、市民の意見を聴取したり、議論したりすることです。全市民を対象にしたり、地権者などの利害関係者や特定の地域住民を対象にするなど目的によって範囲を決めることができます。

ふれあい説明会（出張説明会）は、基本的には市の事務事業に関し、あらかじめ定めたテーマについて市民の要望に応じ市民の設定した場所に出向いて説明をします。

### 特徴

一同に集まっている出席者に説明ができ、かつ、出席者から意見を聴取することができます。

### 留意事項・課題

公聴会及び住民説明会の開催にあたっては、場所の確保から会場の設営、資料作成、会議録の作成などの作業に時間を要します。行政が説明し出席者はそれに対して意見を述べるわけですが、出席者の意見を計画策定に反映させるというより、広く意見を聞くという性格が強く、一般的には議論の場としては弱いと言われています。また、行政としては無事に会議を終了させようとする傾向もあることから、形式的な会議運営になりやすい傾向にあります。

市民にとっては、その場で説明を受け、意見を求められても即座に答えることはできないこともあります。後になって役所に意見が寄せられ、その取り扱いをどのようにするかといった問題も出てくることがあります。このため、何らかの形で意見を後日聴取することも検討するなど、「行政が説明しつぶなし」「市民は聞きつぶなし」と批判されることをできるかぎり避けるように配慮する必要があります。

## 9 パブリックコメント(市民意見提出)

行政が、重要なあるいは基本的な政策の立案等を行うに当たり、政策等の趣旨、原案を公表して、広く市民から意見や情報を求め、提出された意見等に対する行政の考え方を取りまとめ、提出された意見等と併せて公表する仕組みです。すなわち、政策形成への市民意見の反映と、原案等の公表、市民から提出された意見等への応答による政策形成過程の透明性の向上・説明責任を果たすことがセットになっています。

### 特徴

#### 1 行政の意思決定を対象

行政の意思決定過程における透明性等の向上を図ることを目的としていることから、対象となるのは、「行政」の意思決定です。

#### 2 広く市民一般に意見を求める

行政が意見の提出を求める相手は、特定の利害関係者、学識経験者、団体の代表などの限られた対象ではなく、広く市民一般です。

#### 3 意見は、数の多寡ではなく内容を重視して意見決定に反映

提出された意見は、その多寡を問題としません。したがって、少数意見は考慮しないとするとは適当ではなく、また、多数意見には必ず従わなければならないというわけでもありません。パブリックコメントで重要なのは意見の内容です。有用な意見や情報を積極的に政策に取り入れるための仕組みです。

#### 4 提出された意見に対して行政の考え方を付して公表する

パブリックコメントでは、提出された意見を意思決定に反映させるかどうかの判断について、行政の考え方を明らかにする必要があります。意見を採用するしないにかかわらず、意見に対して応答する責任（説明責任）がある点がパブリックコメントの大きな特徴です。

つまり、パブリックコメントは、行政からみれば「意見募集」と「意見に対する回答」とがセットになっている手法と言えます。

### 留意事項・課題

提出された意見を政策などに反映させるかどうかを判断し、採用するかどうかに関わらず、意見に対して行政の考え方を明らかにした回答をする必要があります。

## 10 ワークショップ

ワークショップとは、地域の現状把握からはじまり地域の問題点や課題の整理・分析、計画の方針性の提言、計画案・設計案づくりなどを行うのに適した手法で、市民参画の画期的な方法として注目されています。多様な市民がそれぞれの立場で意見を出し合う場合でも、時間を無駄なく使って、平等かつ合理的に意見をまとめられる方法であるとされています。ワークショップには、計画策定（ソフト事業）のためのワークショップと具体的な施設づくり（公園・遊び場・広場、住宅団地などのハード事業）のためのワークショップがありますが、基本的には考え方も進め方も同様であり、将来像や方向性といった夢を語る部分から具体的な計画内容や設計に係る部分を提案してもらっています。

### 特徴

一般的に、カードを使ったグループディスカッションやKJ法、カメラディスカッション、デザインルームなど様々な方法を活用して、ゲーム感覚から入っていくように工夫されていることから、参加者の満足度が高いとされています。また、参加者自らの共同作業を通じて、

- ・参加者一人ひとりの創意工夫が反映されます。

- ・一方通行の情報提供、意見聴取といった「形式的な参加」ではなく、意見が異なる参加者との調

整過程を経て、合意を形成することができる手法です。

- ・行政の意思決定過程に実際に参画することができることに意義があります。とされています。

最近、施設づくりや個別計画づくりに導入される事例が増えています。また、総合計画や条例づくりなど専門的な知識・技術が必要とされるものは、一般的にはワークショップ方式は馴染まないとされているが地域の住民の参加意識の状況や運営手法次第で成果をあげている事例もあるようです。

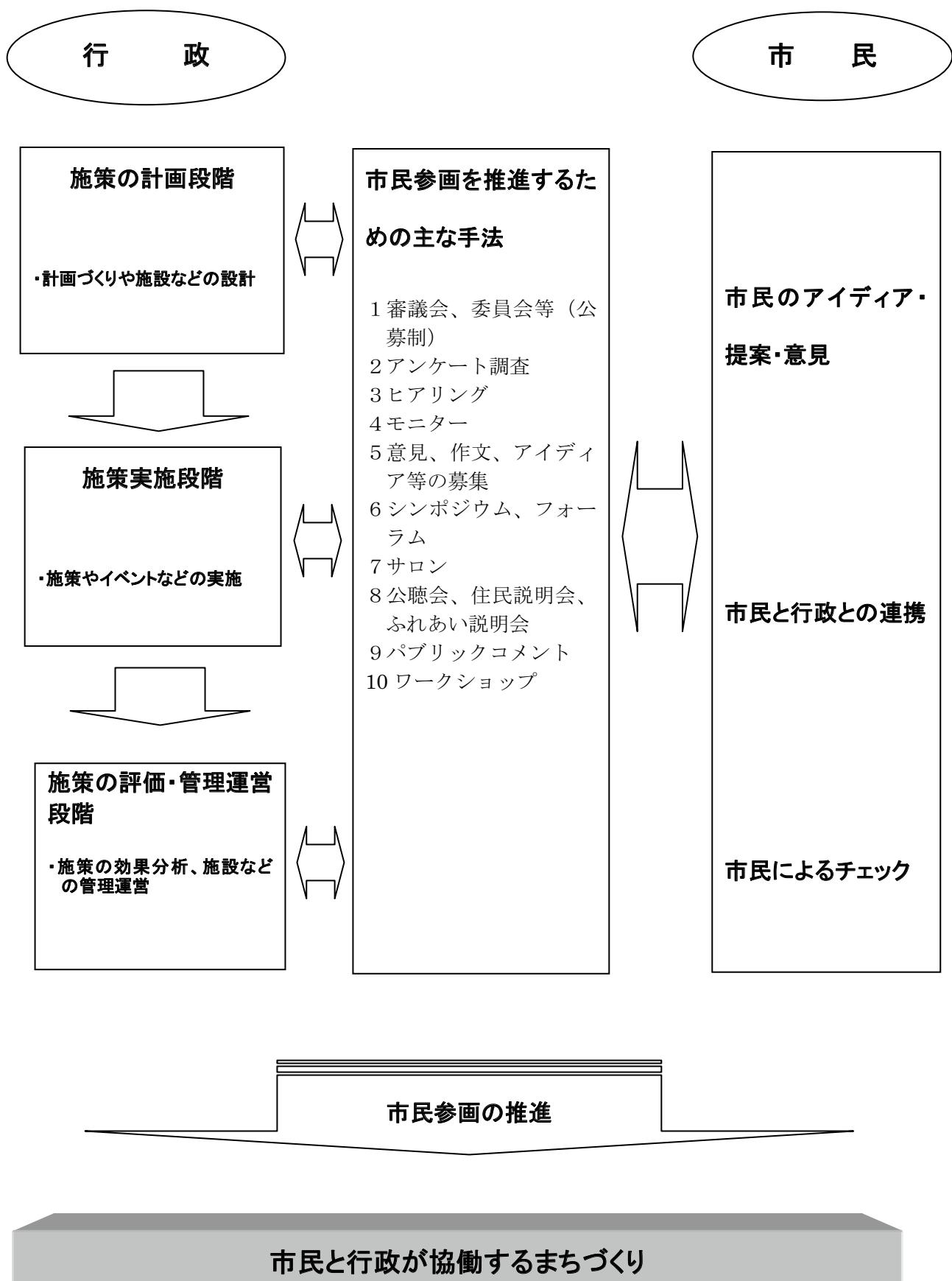
#### **留意事項・課題**

多くの市民の共同作業により合意形成を図ることが可能となる手法ですが、関係する住民（特に、利害が対立することが予想される関係者）に参加の機会を保障することや、ワークショップの結果をニュースなどの形で広報し、更なる参加を呼び掛けるなどの工夫が必要です。

開催側には楽しく進行する工夫や、話し合いを仕掛けるテクニックなど、ある程度の力量が求められるため、そのテクニックを習得した人材の確保・育成が必要になります。

ワークショップでは、計画策定における場合であっても施設づくりにおける場合であっても、他の市民参画の手法と同様に計画決定の権限は与えられていないため、ワークショップ会議以外の会議（策定委員会や審議会など）とワークショップとの関係や、どこまでワークショップで議論、提案してもらうのか、また、ワークショップの成果を今後どのように検討し、どのように生かしていくのかといった点をワークショップ開催時に十分に参加者に説明し、理解してもらう必要があります。

## 資料1 市民参画推進イメージ図



## 資料2 パブリックコメントの基本的な流れ

### ① 対象事業の案の作成

- ・市政全体または、各行政分野における政策の基本的な事項を定める方針・計画
- ・市の基本的な方針または、制度を定める条例
- ・市民に義務を課し、または、市民の権利を制限する条例
- ・その他市長、担当部署が必要と認めるもの



### ② 手続き実施の予告

- ・広報よなご、ホームページ等への掲載
- ・報道機関への情報提供
- ・窓口等での閲覧



### ③ 対象事業の案と資料の公表

- ・広報よなご、ホームページ等への記載
- ・報道機関への情報提供
- ・窓口等での閲覧または、配布



### ④ 市民が意見・情報を提供(1月間程度を目安)

- ・郵便
- ・電子メール
- ・ファクシミリ
- ・窓口への書面の提出



### ⑤ 市民からの意見・情報について十分考慮して対処事項を決定

- ・取り入れるべき意見 ⇒ 情報に基づき案を修正
- ・取り入れない意見 ⇒ 情報についてその理由を整理



### ⑥ 結果の公表

- ・提出された意見・情報の概要
- ・これに対する市の考え方
- ・決定した対象事項の内容（修正案を含む）



計画などの決定

### 資料3 ワークショップの基本的な流れ

#### ① 対象事業の決定

- ・市の基本的な方針または、制度を定める条例
- ・公共施設などの基本計画
- ・その他市長、担当部署が必要と認めるもの



#### ② 開催準備

##### 1 課題の決定

- ・最終的な目標を設定し、何をどこまで決めるか整理し、最終的な目標を設定する。

##### 2 開催期間などの決定

- ・期間、開催回数、時間など（課題によって柔軟に対応する。）

##### 3 参加者の募集

- ・全ての住民に参加の機会を保証するとともに、必要と思われる関係団体にも声をかける。  
募集にあたって市の広報媒体（広報よなご、ホームページ）への掲示は必須とし、報道機関への情報提供を積極的に活用する。

##### 4 資料の準備

- ・開催目的の周知徹底や必要な資料、情報の準備を行い、必要に応じて事前学習会の開催や検討課題の事前通知を行う。



#### ③ ワークショップの開催

##### 1 テーマの明確な伝達

- ・ワークショップの最終目標と開催期間などを伝える。

##### 2 会議の進行役の決定

- ・中立的な立場での会議の進行が必要のため、「参加者の中から選ぶ、職員がなる又、専門家に依頼する」などから事前に決定しておき、進行役を決めるときに参加者の理解を得る。

##### 3 ワークショップの進行

- ・参加者が共通の認識を持てるよう配慮する。
- ・対立する意見にもきちんと対応する。
- ・自由な発想を大切にする。
- ・テーマによっては会議だけでなく現場などの視察などを取り入れる。



#### ④ ワークショップ終了

##### 1 結果の公表

- ・広報よなご、ホームページへの掲載を必須とし、必要に応じて他の広報媒体も利用する。



計画などの決定

## 小金井市市民協働のあり方等検討委員会の進捗状況について

- 1 小金井市は、小金井市における市民協働及び（仮称）小金井市市民協働支援センターのあり方等について調査及び検討するため、小金井市市民協働のあり方等検討委員会設置要綱（別紙参照。以下「要綱」という。）に基づき小金井市市民協働のあり方等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置した。（事務局：コミュニティ文化課 事務局補助：小金井市市民協働支援センター準備室）
- 2 7月1日、第1回検討委員会が開催され、主に次のような議事がなされた。
  - (1) 委員10名を委嘱。（別紙委員名簿参照）
  - (2) 正副委員長の選出。
  - (3) 質問（別紙質問書参照）
  - (4) 検討委員会の日程及び進め方等について協議。
  - (5) 市民協働に関する小金井市関係課に対しアンケート調査及び聴取り調査を行うため、検討委員会の下に市民協働に関する小金井市実態調査小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、小委員5名を選出。
  - (6) 市民協働に関する小金井市実態調査（以下「実態調査」という。）（案）について説明。
- 3 7月1日、第1回小委員会が開催され、主に次のような議事がなされた。
  - (1) 小委員長の選出。
  - (2) 実態調査について協議。
- 4 7月23日、第2回小委員会が開催され、実態調査の小委員会案について協議がなされた。
- 5 8月11日、第2回検討委員会が開催され、主に次のような議事がなされた。
  - (1) 企画政策課長及び企画政策課主査の出席を求め、小金井市市民参加条例及び小金井市長期総合計画 第4次基本構想・前期基本計画（案）について説明を受け、質疑。
  - (2) 行政経営担当課長の出席を求め、小金井市第3次行財政改革大綱について説明を受け、質疑。
  - (3) 実態調査の小委員会案について説明を受け、実態調査の内容等を決定。
  - (4) 小金井市協働推進基本指針、平成21年度市民協働推進支援調査報告

書、平成21年度・22年度小金井市市民協働支援センター準備室の活動等について説明を受け、質疑。

6 8月10日～9月10日、小金井市の全課（行政委員会事務局、担当課長を含めて実質52課）に対して実態調査を実施した。調査内容は次のとおり。

(1) 全体調査票

- ①今なぜ市民協働が必要か。（自由記入） ②協働事業の実施状況
- ③協働事業に関する計画等の有無 ④市民協働についての意見・課題等（自由記入）について調査。

(2) A調査票

現在実施している協働事業について、①事業名 ②内容 ③協働相手 ④協働事業の形態 ⑤始期 ⑥予算 ⑦協働事業とした理由 ⑧進行管理 ⑨評価・検証方法 ⑩成果 ⑪課題など、16項目について調査。

(3) B調査票

現在市が単独で実施している事業で、今後協働事業として実施したい事業について、①事業名 ②内容 ③協働事業として実施したい理由などについて調査。

(4) C調査票

新たに実施したい協働事業について、①事業名 ②内容 ③実施予定期限などについて調査。

7 実態調査に対する回答状況は次のとおり。

(1) 全体調査票（52課全課から回答あり）

① 「今なぜ市民協働が必要か」

- ア 記入あり 38課（73%）
- イ 記入なし 14課（27%）

② 協働事業の実施状況

- ア 現在実施 16課（31%）
- イ 現在実施しているし、今後も新たに実施する可能性あり 8課（15%）
- ウ 現在実施していないが、今後実施する可能性あり 1課（2%）
- エ 協働事業に関する事務は所掌せず 26課（50%）
- オ その他 1課（2%）

(2) A調査票 70事業について回答があった。

(3) B調査票 5事業について回答があった。

(4) C調査票 4事業について回答があった。

8 10月6日、第3回小委員会が開催され、主に次のような議事がなされた。

- (1) 実態調査結果について説明を受け、質疑。
- (2) 市民協働に関する深い課15課を選定し、小委員会1回につき3課ずつヒアリングを行うことと決定。(各小委員会ごとに、事前打ち合わせ30分、1課あたり40分ずつ)
- (3) ヒアリング内容を協議。(各課共通を含む)

9 10月20日、第4回小委員会が開催され、コミュニティ文化課、環境政策課、地域福祉課のヒアリングを行った。

10 10月27日、第5回小委員会が開催され、経済課、情報システム課、広報秘書課のヒアリングを行った。

11 11月5日、第6回小委員会が開催され、障害福祉課、介護福祉課、健康課のヒアリングを行った。

12 11月12日、第7回小委員会が開催され、子育て支援課、児童青少年課、まちづくり推進課のヒアリングを行った。

13 11月19日、第8回小委員会が開催され、生涯学習課、スポーツ振興担当、企画政策課のヒアリングを行う予定である。

- ※ (1) ヒアリングでは、委員と市の担当者との率直な意見交換等がなされている。
- (2) 小委員会では、実態調査結果及びヒアリング結果を集計・分析し、検討委員会に報告することにしている。
  - (3) 検討委員会では、実態調査・ヒアリングについての小委員会報告を重要な資料として、今後の審議に役立てることにしている。

#### 【今後の予定】

検討委員会は、平成23年度にかけて10回程度開催され、ワークショップ等を経て、平成24年3月に答申が出される予定である。

尊重し、補完し、協力することをいいます。

(市民の役割)

第3条 市民は、市の機関や議会と協働し、市政への積極的な参加に努めるものとします。

2 市民は、市民参加に当たり、自らの意見と行動に責任を持たなければなりません。

(市の機関の役割)

第4条 市の機関は、市政について市民に積極的に情報を提供し、市民参加を進めるものとします。

2 市の機関は、市政について市民に十分に説明し、市民からの質問や要請に対して誠意を持って応答しなければなりません。

3 市の機関は、市民や議会と協働し、市政の公平、公正で効率的な運営を行わなければなりません。

(議会の役割)

第5条 議会は、市民と情報の共有を図り、市民や市の機関と協働し、市民参加を進めるよう努めるものとします。



第2章 市民参加の内容

(市民参加の対象)

第6条 市民参加の対象となる事項（以下「対象事項」といいます。）は、次のとおりとします。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃又は市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃
- (3) 規則で定める大規模な市の施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

3 市の機関は、前項の規定により市民参加の対象としないものとしたことについて、これを公表するものとします。

4 市の機関は、対象事項以外の事項にあっても、市民参加の対象とすることができます。

(市民参加の方法)

第7条 市民参加の方法は、次のとおりとします。

- (1) 市民政策提案手続（市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対し、市の機関が意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。）
- (2) パブリック・コメント手続（市の機関が政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見の提出を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。）
- (3) 公聴会手続（政策等に対して広く市民等の意見を聞くため、市の機関が行う会合を開催する一連の手続をいいます。）
- (4) 審議会等手続（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するもの（その構成の全部又は一部に市民が含まれるものに限ります。）を設置し、これに市の機関が諮問等をすることにより意見を求める一連の手続をいいます。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法  
(市民参加の実施)

第8条 市の機関は、対象事項の性質、影響及び市民の関心度を考慮して、適切な時期に前条に定める方法のうちから、1以上の適切な方法により行うものとします。

- 2 前項の場合において、市の機関は、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるとときは、複数の市民参加の方法を併用するよう努めるものとします。  
(市民政策提案手続)

第9条 市民政策提案手続における提案は、年齢満18歳以上の市内に住所を有する者が10人以上の連署をもって、その代表者から市の機関に対して対象事項（第6条第2項に該当するものを除きます。）について行うことができます。

- 2 市民政策提案手続において、市の機関が政策等の提案を求めるようとするときは、提案を求める政策等の目的、提案できる者の範囲、提案の方法その他提案に必要な事項を公表するものとします。
- 3 市の機関は、提案のあった政策等について総合的かつ多面的に検討し、検討結果及びその理由を提案した者（代表者がいるときは、その代表者）に通知し、原則として公表するものとします。  
(パブリック・コメント手続)

第10条 市の機関は、パブリック・コメント手続により意見を求めるときは、次の事項を公表するものとします。

- (1) 政策等の案及び案に関する資料
  - (2) 意見の提出先、提出方法及び提出期間
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
- 2 パブリック・コメント手続における意見の提出期間は、原則として20日以上としま

す。

3 パブリック・コメント手続により意見を提出することができるものは、次のとおりとします。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市に対して納税義務を有するもの
- (6) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

4 パブリック・コメント手続により意見を提出しようとするものは、住所、氏名その他 の規則で定める事項を明らかにしなければなりません。

5 市の機関は、パブリック・コメント手続により提出された意見について検討を終了し、 政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する 市の機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表するものとし ます。ただし、和光市情報公開条例（平成12年条例第48号）第7条各号に定める不 開示情報のいずれかに該当すると認められるもの（以下「不開示情報」といいます。）は、 公表しないものとします。

（公聴会手続）

第11条 市の機関は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表す るものとします。

- (1) 公聴会の開催の日時及び場所
- (2) 政策等の案及び案に関する資料
- (3) 公聴会に出席して意見を述べることができるものの範囲
- (4) 公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出方法及び 提出期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

2 公聴会に出席して意見を述べることができるものの範囲は、前条第3項第1号から第 5号までに掲げるもの及び公聴会に係る事案に利害関係を有するものとします。ただし、 市の機関は、必要があると認めるときは、その範囲を広げ、又は制限することができます。

3 市の機関は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、そ の旨を公表するものとします。

4 公聴会は、市の機関が指名する者が議長となり主宰します。

5 議長は、公聴会を開催した都度、規則で定める事項を記録し、市の機関に提出するも のとします。

6 市の機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された記録を公表するものとします。ただし、不開示情報は、公表しないものとします。

(審議会等手続)

第12条 市の機関は、審議会等を構成する委員として選任できる者には、原則として公募により選任される者を含めるものとします。

2 市の機関は、審議会等の委員を選任するときは、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとします。

3 市の機関は、審議会等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分及び任期を公表するものとします。

4 審議会等の会議は、公開します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができます。

(1) 法令等の規定により公開しないとされている場合

(2) 審議等の内容に不開示情報が含まれる場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

5 市の機関は、審議会等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ会議の開催の日時、場所、傍聴等の手続について、公表するよう努めるものとします。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りではありません。

6 市の機関は、審議会等の会議録を作成し、不開示情報を除き公表するよう努めるものとします。

(その他の市民参加の方法)

第13条 市の機関は、第9条から前条までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加の方法があるときは、これを積極的に用いるよう努めるものとします。

### 第3章 住民投票

(住民投票の請求)

第14条 議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、市民に直接その賛否等を問う必要的ある市政運営上特に重要な事項（市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものを除きます。）について、その1,000人以上の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票を行うことの請求をすることができます。

2 前項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とします。

3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなけれ